

令和2年第3回知内町議会定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 令和2年9月24日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和2年9月24日（木） 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和2年9月24日（木） 午後3時09分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	6番	松井盛泰
2番	山田顕人	7番	笠松悦子
3番	網野真	8番	木村一
4番	五十嵐捷爾	9番	谷口康之
5番	吉田峰一		

- ◎ 会議録署名議員 6番 松井盛泰 7番 笠松悦子

- ◎ 欠席議員 10番 伊藤政博

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野樹
総務課	長	西野俊一
生活福祉課	長	鳴海英人
保健センター	長	(鳴海英人)
地域包括支援センター	長	(鳴海英人)
税務会計課	長	佐藤辰治
産業振興課	長	三原知明
政策調整課	長	長谷川将之
建設水道課	長	佐藤和人
教育	長	本間茂裕
学校教育課	長	帰山亮一
社会教育課	長	松本泰行
スポーツセンター	長	(松本泰行)
知内高等学校事務	長	南和敏
学校給食センター	長	(帰山亮一)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	森永茂
議事係	長	東出朋也

令和2年第3回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和2年9月24日(木) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 6番、松井盛泰君、7番、笠松悦子君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告 第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7	委員会報告 第 3 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 8		追跡質問
第 9		一般質問
第10	議案第 1号	令和2年度知内町一般会計補正予算(第7号)について
第11	議案第 2号	令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
第12	議案第 3号	令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
第13	議案第 4号	令和2年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
第14	議案第 5号	令和2年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
第15	議案第 6号	令和2年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第1号)について
第16	議案第 7号	令和2年度知内町水道事業会計補正予算(第2号)について
第17	議案第 8号	知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
第18	議案第 9号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第19	議案第10号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第20	議案第11号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第21	報告第 1号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第22	報告第 2号	株式会社スリーエスの業務報告について
第23	報告第 3号	平成31年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について
第24	認定第 1号	平成31年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
第25	認定第 2号	平成31年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第26	認定第 3号	平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第27	認定第 4号	平成31年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第28	認定第 5号	平成31年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第29	認定第 6号	平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
第30	認定第 7号	平成31年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
		認定第1号から認定第7号までの7議案 一括決算審査特別委員会（付託質疑）

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 副議長（谷口康之）

皆さん、おはようございます。

伊藤議長より、欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職を行います。よろしくお願い致します。

令和2年第3回定例会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会は、決算認定も予定されております。会期もいつもより長い日程となっておりますので審議にご協力の程、よろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、令和2年第3回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 副議長（谷口康之）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、松井盛泰君及び7番、笠松悦子君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る9月18日及び24日に開会されており、委員長からその内容に

ついて報告を求めます。

議会運営委員会委員長、山田顕人君。

◎ 委員長（山田顕人）

議会運営委員会報告書。

令和2年第3回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告致します。

令和2年9月24日提出。知内町議会運営委員会委員長、山田顕人。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、9月18日、そして9月24日、2日間開催しております。出席委員、共に山田、網野、成澤、木村、谷口。欠席委員、共になし。説明員、共になし。事務局、共に森永、東出、兩名です。2、会期について、今定例会の会期は、9月24日（木）から30日（水）までの7日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告4件、一般質問3件、議案11件、報告3件、認定7件、意見書案7件、議長発議1件である。5、決算審査特別委員会の設置について、認定第1号から認定第7号までの7議案は、いずれも決算認定議案であるので、一括議題とし、提案者の説明を省略して議長及び監査委員を除いた全員による「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することとしたい。6、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりであります。以上です。

◎ 副議長（谷口康之）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から9月30日までの7日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの7日間に決定致しました。

● 議長の諸報告

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和2年第6回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに、町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、既に印刷の上、皆様のお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。令和2年知内町議会第3回定例会行政報告を4点報告させていただきます。

まず第1点目であります。町有財産の売買についてであります。この度、社会福祉法人江差福祉会と以前からの懸案事項でありました「旧文化交流センター」を1億1,063万8千円で9月9日売買が終了致しましたので、ご報告をさせていただきます。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。令和2年7月8日、第1回の臨時会開催がございました。議案第1号は、令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出それぞれ2,356万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億6,754万円とする。原案どおり可決されたものであります。次に令和2年9月4日、第2回定例会が開催されております。認定第1号、令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入決算額15億5,541万6,213円、歳出決算額15億4,301万7,886円、歳入歳出差引額1,239万8,327円と、原案どおり可決されております。議案第1号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第3号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第4号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第5号、令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）について、歳入歳出それぞれ1,527万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億8,281万6千円とするもので、議案第1号から議案第5号までそれぞれ原案どおり可決されました。

次に松前半島道路に関する渡島西部4町首長意見交換会についてであります。渡島西部4町の首長において新たな広域道路交通計画の内容について議論をさせていただきました。これまでの「地域高規格道路」が再編され、松前半島道路は「一般広域道路」の区分に位置付けられる予定であります。これにより、高規格道路整備構想から外れ、現道整備が基本となります。現国道228号線の基本整備が基本となる予定であります。今後の方向性について、松前半島道路に関する要望活動は今後も継続致します。「新計画」による内容変更も考慮し

ながら、西部4町の重点要望区域の優先的な要望活動を図って参ることとなります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に健康保養センター「こもれば温泉」の臨時休業についてであります。定期の水質検査を実施致しましたところ、数箇所において基準値を超えるレジオネラ属菌が検出されたため、9月2日から9月10日を臨時休館し、消毒作業及び再検査を実施してきたが再度基準値を超えたため、休業と至っております。このため、9月11日から当分の間、引き続き休業とし、原因の調査及び全ての配管の清掃・消毒作業等を実施し、安全の確保を図ることが必要と判断させていただきました。町民の皆様には癒やしの場を再度休館させざるを得ない状況になりましたことを深くお詫び申し上げ、1日でも早く営業の再開ができるよう、安全確保を第一に関係者一同努めて参りたいと考えております。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。以上、行政報告を終わらせていただきます。

◎ 副議長（谷口康之）

これで、行政報告を終わります。

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、成澤五郎君。

◎ 1 番（成澤五郎）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

令和2年度における総務文教常任委員会所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和元年9月24日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

令和2年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

令和2年9月24日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、成澤五郎。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、令和2年7月10日（金）（1日間）。2、調査委員、委員長、成澤五郎、副委員長、笠松悦子、委員、山田顕人、委員、網野眞、委員、五十嵐捷爾、委員、吉田峰一、委員、松井盛泰、委員、木村一、委員、谷口康之、委員、伊藤政博。3、欠席委員、なし。4、説明員、本間教育長、帰山学校教育課長、小林学校教育係長。5、事務局員、森永事務局長、東出議事係長。

6、調査事項

（1）児童数減少に伴う小学校運営のあり方について。

(2) インクルーシブ教育の現況について。

意見書の朗読をもって報告に代えさせていただきます。

7、調査意見

(1) 児童数減少に伴う小学校運営のあり方について。

現在、当町においては、小学校3校、中学校1校、高等学校1校の5つの町立学校を有しており、今回は、知内・涌元・湯ノ里の3つの小学校における児童数の減少に伴う小学校運営のあり方について、また、それに関連する学校統合について調査を実施した。

全小学校の児童数については、今年度155名から令和7年度には117名まで減少、知内小の児童数については、今年度119名から令和7年度には102名までに減少することが見込まれている。

涌元小の児童数については、今年度25名から令和7年度には9名まで減少することが見込まれており、教職員配置基準により令和5年度には教員数の減と事務職員の未配置が、令和7年度には養護教諭の未配置が想定されている。

湯ノ里小については、既に全学級が複式学級となっており、児童数については、今年度11名から来年度には8名まで減少することが見込まれており、教職員配置基準により事務職員及び養護教諭の未配置が想定されている。

涌元小・湯ノ里小については、児童数の減少が続くなか小規模・少人数の特性を生かしたきめ細やかな学習指導が進められているものの、今後も児童数や教職員数の減少が見込まれており、現在の教育活動が維持できるのか危惧される場所である。

町においては、令和6年度までに知内小と湯ノ里小、涌元小との統合を計画しているところであるが、中ノ川小と知内小が統合する際、「新たな知内小については、将来的に当町の小学校が1校に統合するための拠点となる学校」と位置付けされたことを踏まえ、町議会としては、児童数の減少から湯ノ里小・涌元小の児童に対し十分な教育環境が提供できなくなることはないよう、可能な限り早い時期での3校同時の統合を進めるように要請する。町教育委員会としても保護者や地域住民の理解が得られるよう、その動きを加速していただきたい。

なお、統合にあたっては、湯ノ里小・涌元小の児童が支障なく学校生活がスタートできるよう、今後においても3校での合同学習や宿泊・修学旅行等の交流の機会を積極的に増やすよう努めていただきたい。

(2) インクルーシブ教育の現況について。

当町では、平成25年度から平成27年度の3年間にわたり「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことを目的とした「インクルーシブ教育」を推進してきている。

具体的には、特別支援学級とは異なり、幼稚園・各小学校・中学校の普通学級に「特別支援教育支援員」を配置し、様々な障がいを持つ幼児・児童・生徒の学校生活上の介助や学習上の支援にあたり、学校・園または学級の円滑な運営を図っている。令和2年度においては、支援の対象となる児童・生徒20名に対し、「特別支援教育支援員」9名を配置している。

また、特別支援教育に関する専門的な知識や経験を有する「合理的配慮協力員」を1名配置し、定期的な園・学校訪問を通じた情報収集や特別支援にあたる教諭や支援員への指導・助言、児童への個別指導、保護者相談などの実施にあっている。

当町においては、各学校・園及び特別支援委員会のコーディネーターや合理的配慮協力員、保健師、教育委員会で構成される教育支援委員会において、児童・生徒の情報を収集し、協議・検討を尽くし、更には保護者の理解を得られるように努めながら、児童・生徒に必要な支援にあたっている。

今後においても、当町が推進しているインクルーシブ教育の理念や取り組みについて、保護者のみならず地域住民において理解が深まるよう広くアピールに努めていただくとともに、早期の段階からの対象児童への指導・支援体制が確保されるよう、3歳児検診や5歳児検診の更なる充実を図られるよう努めていただきたい。以上でございます。

◎ 副議長（谷口康之）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 委員会報告第3号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第7、委員会報告第3号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、木村一君。

◎ 委員長（木村 一）

委員会報告第3号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

令和2年度における経済民生常任委員会所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和元年9月24日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

令和2年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

令和2年9月24日。知内町議会経済民生常任委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、令和2年7月30日（木）（1日間）だけでございます。2、調査委員、委員長、木村一、副委員長、五十嵐捷爾、委員、成澤五郎、委員、山田顕人、委員、網野眞、委員、吉田峰一、委員、笠松悦子、委員、松井盛泰、委員、伊藤政博、以上でございます。3、欠席委員、委員、谷口康之。4、説明員、大野副町長、三原産業振興課長、帰山林業振興係長、小原林業振興係主事。5、事務局員、森永事務局長、東出議事係長。6、調査事項、森林の現況と適正管理に向けた方向性について。

7、調査意見

本町の森林面積は、16,062haで、内訳として天然林が9,617ha（59.9%）、人口林が6,445ha（40.1%）となっている。また、管理区分別では、国有林が9,109ha（56.7%）、町有林が1,006ha（6.3%）、私有林が5,947ha

(37.0%)となっている。

町有林については、平成28年度に林齢標準化や森林の有する多面的機能の発揮を目的とした「持続可能な森林整備計画(20年間)」を策定し、かつ、計画的かつ効率的な森林施業を実施するため「森林経営計画(5年間)」を策定している。私有林については、知内町森林組合等で3つの「森林経営計画(5年間)」を策定している。策定面積率80%で、国内策定面積率(約30%)を大きく上回っており、これまでも国及び北海道の補助制度を活用しながら、植栽や除間伐など適正な管理に努めてきたところである。しかし、私有林については、木材価格の低迷や所有者の世代交代による施業意欲の低下などのため、循環的な森林経営が図られておらず、主伐期を迎え高齢級となった森林が増加するなど、水源涵養、土砂流出防止、地球温暖化防止等の森林の公益的機能が失われてしまうことが懸念されている。

このような中、平成31年4月に森林経営管理法が改正され、「新たな森林管理システム」が創設された。これは、森林の経営管理ができない所有者から、市町村が委託等を受け、意欲のある林業経営者につなぎ、森林の経営管理の集積・集約化を行い、また、自然条件が悪く再委託できない等の森林は市町村が管理を行う仕組みとなっている。

また、森林整備等に必要な地方財源を安定確保する観点から平成30年度に「森林環境譲与税」が創設されている。既に「森林環境譲与税」を財源として、「新たな森林システム」に基づき、10年以上施業歴のない森林の現況や所有者の意向調査、担い手対策への取り組みが進められているほか、今後は、森林面積が小規模のため国庫補助対象外となっている私有林に対する間伐、枝打ち等に対する町独自の補助制度に充てること等が予定されていることから、町への経営管理権限の集積とともに、所有者による施業が進められる等、森林の適正管理の促進が期待される場所である。

今後の森林整備等の方向性として、町有林については、経済林としての考え方だけではなく、国土保全や水資源保護などの大きな観点から、適地適木を目的としながら広葉樹も混合しての植栽なども検討していただきたい。一方、私有林については、経営管理の行き届かない森林などの未整備森林において、森林の適正管理及び循環経営が進められるよう、所有者に対する支援体制及び支援制度を拡充されるよう検討していただきたい。

なお、「知内町地域材利用促進方針」では、公共建築物において環境に優しい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需用拡大することが謳われており、現在、きらく町内会館においても地域材を活用した木造軸組工法での建設が進められている。今後、計画されている認定こども園等の建設にあたっては、同方針に基づき、当町の主要産業である林産業、木材加工業が進展されるよう、その象徴やモデルとなる施設となるように熟考していただきたい。以上でございます。

◎ 副議長(谷口康之)

ここで、ちょっと訂正がございますのでご報告致します。

委員会報告第2号と第3号についてでございますが、令和元年9月24日提出となっておりますけれども、令和2年9月24日提出ということで、ご訂正願います。

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第8、『追跡質問』を行います。

質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第9、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった順序により行います。

順番に発言を許します。

始めに、7番、笠松悦子君。

◎ 7番（笠松悦子）

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問事項と致しまして『ゴミの戸別収集について』質問させていただきます。

当町のゴミの分別については、ごみ分別辞典などにより啓蒙活動や町内会等の取り組みなどにより徐々に改善してきているものと思われま。しかしながら、ごみステーションにおけるゴミ出しについては、まだまだ分別が徹底されていないと思われま。町内会役員等に負担が掛かっている状況にあり、更なるごみ分別を進めるとともに、住民サービスを向上させるべく、当町における将来の高齢化を考えた場合、今後、戸別回収方式を取り入れる考えがないか、町長にお伺い致したいと思いま。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。

ごみの分別については、ごみ分別辞典の配付や町内会によるご努力並びに住民の皆さまのご理解とご協力をいただき、良好な状況を保っていることに対し、この場を借りまして厚くお礼申し上げます。

今後も職員による巡回や啓発の強化並びに各町内会のご努力をいただきながら、住民の皆さまの更なる分別の徹底や環境問題に対する意識の向上に努めていきたいと考えておりま。

ご質問の将来の高齢化を見据えた戸別回収方式の導入についてでありますけれども、自宅前にごみを出すことにより、分別の推進やごみ出しに係る労力の軽減、更には現在無料で収集している粗大ごみの有料化の検討にもつながるものと思いま。

しかしその反面、収集業者への委託料の増額、冬期間の除雪に対する対応、ポリバケツや収集ゴミの購入等により住民の経済的負担のデメリットもございま。特に委託料につきましては今年度2,280万円を計上してありますが、近隣町と比較しても最低の額となっ

おります。

現在のステーションの数は、町内全体でおよそ180箇所となっておりますが、戸別収集することで収集箇所が10倍以上となり、作業時間や走行距離の増加、更には作業補助員を増員するなど大幅な委託料の増額が想定されております。

平成31年1月からごみ出しの労力を軽減するために20リットルのごみ袋を導入したところではありますが、今後も高齢化が進む状況の中で、ごみ出しが困難な方に限定した戸別収集の検討や地域ボランティアの育成によるごみ出しを含めた困り事への支援など、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを目指していきたいと考えております。

◎ 副議長（谷口康之）

7番、笠松悦子君。

◎ 7番（笠松悦子）

町としてのお考えは本当にわかります。その中でですね、今ここに金額の事あげられましたけれども、これは本当に少なく一生懸命、今の清掃業者さんがやっただけではないかと思うんです。お金は掛かるけれども、住民にとっては本当に素晴らしい住みやすい町になる可能性も生まれてくると思います。私、前にもごみの事で質問させていただいていた時に、ごみ、されどごみ、自分の出したごみをボランティアさんの人達と一緒にやっただけというの、凄くひっくるめたやり方でいいとは思いますが、やはり他人に見られたくないごみ、そういう考えを持って人間として生きているところもあると思います。それと、この金額は上がって当然だと思いますよね。それによって、またここにも書かれて、ご回答の中にもありましたけれども、そういう作業員の増員とかもなった場合に雇用の場も増えると思うんですけれども、町長さん、そのところはどうお考えになっていたんでしょうか。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

全体で考えた場合、確かに町で2、280万ですか。他町も3、300万、4、800万、5、000万以上という感じで、やはりそれなりの経費は掛けて戸別収集をやっている現状がございまして。ただ、全体考えた場合、自助、公助、共助ですか。そういう中で、やはり住みやすい環境と言いましたけれども、やはりそれぞれが、一人一人が繋がりを持ってそういうお手伝いのできる環境もやはり住みやすい町に繋がるんだろうなと思っていますので、まして、こういう田舎で隣り近所とあまり関わらないという、そういう環境を果たして作っているのかということもございまして、できれば共助の中で隣り近所の高齢者対応していただければ安全・安心、まして見守りにも繋がるだろうと思っていますので、是非そういう観点からも、高齢者の孤独死を無くするという観点からも、やはりこういう共助というのは大切にするべきではないのかなと思っています。ただ、金額が1千万、2千万増えることによって確かに雇用の場に繋がるということはあると思いますが、ただ、これから今、自然を考えた場合、ごみの減量化というのやはり観点になってくるだろうと思っていますので、それぞれの町内会で今、努力している場面もありますので、それを持続化して町内会、13町内会に波及していただくようになればまた変わってくるだろうと思っていますので、是非ご理解をいただければ有り難いと思います。

◎ 副議長（谷口康之）

7番、笠松さん。

◎ 7番（笠松悦子）

そのところは本当に私もわかっているというか、そうしていかなきゃないという理想はわかります。その中で今こういうふうにボランティアさんを育てていくのは本当に大切なことだと思いますけれども、今、現在、町民の方々、住民の方々も自分のことで本当にいっぱいいっぱいになっているところも無い訳ではないように思われます。助け合うことは本当に必要です。でも、これだけの、ごみだけのことに限らず、やっぱり生活の面で助け合えることもある。まして、このごみに関して私、何回も申しますけれども、やっぱり見られたくない方、それだけは自分で整理したいと思う方々も多いはずですよ。その中で今は高齢ドライバーの返納、免許返納も強く、国としてもどこの自治体としてもお願いしている状況の中にあり、やっぱりこういう田舎であればどうしても車で持っていかなきゃないような地域もありますよね。家が固まっていてゴミステーションがあつて、そういうところは本当に楽だと思います。また、国道を渡らなきゃない。そういう場合、今はまだそのための事故は聞いておりませんが、この先、万が一ね、そういうこともあり得るってことも思います。本当に町長さんは今、子育て世代の方とか、先日もコロナの関係で赤ちゃんの、産まれる赤ちゃんにもつていう、手厚いあれをしたってことで、いろいろ提案されて実施されておりますけれども、今後こういう世代間を越えた高齢者に対するこれからの手厚く考える住民サービスについても、何かもつとお考えがあると思うんですけども、今もしこの場でありましたらお聞かせ願えればと思います。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

基本的にはやはり共助ということで地域通しの繋がり、隣り通しの近所付き合いというか、そういうのは大切にすべきだろうと思っています。ただ、今言われるようにごみ等のプライベートというか、やはりそれは分別が悪いから開けられるということだと思うんですけども、ただそれが自分が出して別に分別きちんと出していれば、開いて町内会が苦勞している缶混ざっているだとか、そういう分別作業というのは減ってくるだろうと思っています。そういう面で果たしてどうなのかという、それちょっとまだちょっと詳しく理解していませんけど、どういう面でのプライバシーなのか。確かに自分達が投げるものを開けられればそれはプライバシーになりますけれども、別に規定通り分別しながらきちんと出せば開けることというのはないだろうと想定しているんですけど、もしその辺がありましたらお願い致します。そして高齢者これからだんだん厳しい環境になるというのは間違いないだろうと思っていますし、ましてそのステーションまでの自宅からどの程度なのか、どういう環境にあるのか、それはこれから精査した中で、もしそういう必要だという環境があれば後半書かせていただきましたけれども、ある程度限定した戸別収集も考えていくべきなのかなと思っています。ただ、地域のボランティアの育成ということも考えれば、当然こういう活動というのはやはり必要だと思いますし、ただ、基本は、あくまでも基本はそれぞれが手の掛からない分別をきちんとしてゴミステーションに出していただければ、そのまま事業者が搬送できる訳ですから、是非その辺の各個人のモラルと言いますか、その辺は徹底していただ

けるようにこれからも町として関わっていききたいなと思っています。

◎ 副議長（谷口康之）

7番、笠松悦子君。

◎ 7 番（笠松悦子）

町長さんの言われることもわかりますけれども、分別が悪いから見られたくない。それじゃないんです。自分の生活のもの、そして一番やっぱりお年を召した方が考えることは自分の出したものは自分で片付けたいという、そういう気持ちの方が大勢いると思うんです。やっぱりそこはそこでやっぱり尊重すべきだと思いますし、そのために私よく会った方にも言われますけれども、小さいゴミ袋になって良かったって。本当に持てなかったのがそれであれば持てるって。でも、これから先のことも何かね、考えてもらえればなっていうことをよく耳にしますので、分別が悪いだけじゃないってことをご理解してください。それと、本当にさっきも何回も言いますが、高齢ドライバーの件もありますのでね、そのところはやっぱり10倍に増やせとは言いません。何箇所かでも町の中を見渡して、何箇所か出せるんじゃないか、作った方がいいんじゃないかなっていうところを考え出して欲しいなと思います。ずっとこれから住んでいくために、やっぱり施設には入りたくない、やっぱり自分の家で暮らしたい、自分の家で誰かに看取ってもらいたい、だから自分のごみだけは自分でやりたい、それが、やっぱりそれも尊厳してもらいたいなと思います。その中でいろんな、ありますけれども、やっぱり歩道が見える場所ではないですよ。雪道も。今の道路状況見ますと、歩道が本当に行き届いているとは思わないところもあります。そういうことなども本当に今、町としても経済というか少なくお金を掛けないように、それぞれでやっていけるようにということを考えておられますけれども、私、前の一般質問で言いました、グリーンインフラ。グリーンインフラの件で、質問させていただきました。だから自分達でできる限りのこと、自分達でやる。それがずっと繋がっていくSDGs。そこを、そういうことも考えながら町長さんは本当に新しいことを考えられる方だと思いますので、このごみの問題も含めながらやっぱり人間の尊厳を考えた方向で町としての意見も出していただければと思います。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

基本的には本当に繋がり、それぞれの共助の中で、それぞれが繋がった中で協力し合って、やれるものはやっていただいて、また協力するべきものは協力しながら高齢者の対応にあたるということが基本になってくるんだろうと思います。ただ今、どうしても家族と暮らせない事情があって一人、または二人で高齢者が住んでいるという環境ございますし、まして交通のこと考えれば今、本当に事故多い中で車の免許をどうするか、返納するか、返納しないか。やはり病院だとか、そういうごみ出だとか、いろんなことに関わる訳ですから、放してしまえばまた不便な環境になってしまうのが嫌でついつい継続してしまう。それが事故に繋がってしまったという例も多々ありますので、これからもう一度その辺の環境整備するために、それぞれまず把握することがちょっと大事ななと思っていますので、それぞれの高齢者の環境、今、整理してまた新たな対応ができればそれで進めていきたいと思っています。SDGs、グリーンインフラですか。の中で、やはり開発可能目標を立てながらどうそれらをク

リアしていくかということは全体の中で、町の想像の中で大切なことでもありますので、それらをこれから各担当と協議しながら進めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 副議長（谷口康之）

7番、笠松悦子君。

◎ 7番（笠松悦子）

町長さんの考えはよくわかりました。やっぱり町とやっぱり住民ともっと密になるように課を越えた、課を越えた方々が町を本当に把握していただきたいと思います。これからも本当に住民サービスの配慮を是非ともお考えいただきたいと思います。私は以上で終わらせていただきます。

◎ 副議長（谷口康之）

答弁はよろしいんですか。

次に3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問事項は『常勤医の確保と今後の地域医療体制の整備について』ということで、これまで本町の地域医療を担っていただいた2か所の医療機関がこの2年足らずの間に相次いで閉院に至りました。医師をはじめとする医療従事者の方々のこれまでのご尽力に対し心から敬意と感謝を申し述べるものであります。

2医療機関それぞれ閉院の理由はあると考えますが、とりわけ、今月18日をもって閉院しました、ここ閉院ということで書いていますけども、外来診療を終えたということで訂正していただければと思います。今月18日をもって外来診療を終えました知内診療所は、開院当初から送迎バスを運行するなど、きめ細やかな診療体制で町民のみならず町外からの通院患者も多かったものと認識しています。今年に入ってから、新型コロナウイルスの影響で通院患者の減少があったものの、町内唯一の常勤医師による医療機関であったことから、何とか経営継続ができなかったものかと考えたところではありますが、改めて閉院に至った理由と町として経営継続への手立てを講ずることができなかったのか、お伺い致します。

また、人口減少の中で医療機関の経営は厳しさを増していますが、高齢化が一層進展する中で地域医療体制の整備が町民にとって安心して暮らしていく上での重要なインフラであろうと考えますが、地域医療の体制整備をどのように考えているのかお伺い致します。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

長年、本町の地域医療を支えていただきました保坂先生、そして9月18日で閉院致しました山内先生に対しましては、心から感謝を申し上げ、また全ての医療従事者の方々にも感謝申し上げるところであります。

6月24日火曜日、午後1時に知内診療所の山内医師が来庁し、9月末をもって閉院する意向を申し出されました。

閉院の理由として山内先生が話されたのは、「知内診療所開設後、単身赴任で11年間務めてきましたけれども、自身の年齢も72歳となり体力の衰えを感じている。また、開院当

時より町の人口減少が進んでいることや、函館近郊や近隣町の医療機関の送迎バスが増加し、患者が減少しているところに、2月以降の新型コロナの影響で更に拍車がかかり、運営資金の借入れも検討致しましたが、今後ますます経営の悪化が想定されることから閉院を決意した。東京都内の再就職先も決めている。後任の医師については渡島医師会に話しているが現時点では白紙の状態であり、町としても早めに医師確保の対応を検討してほしい。」という内容の申し入れでありました。

町と致しましては、山内先生の閉院に対する強い意思を感じましたが、後日も改めて経営の継続を依頼致しました。しかし、診療所には9月18日をもって診療終了の掲示がされており、山内先生自身も閉院の考えは変わらないという返答でありましたので、町として経営継続への手立てを講ずることはできませんでした。

町と致しましては、現在、患者の今後の受け入れ先や10月からインフルエンザ予防接種、学校医等の委託契約もあることから、早急に後任の医師確保に向けた取組みを進めているところであります。

次に、地域医療の体制整備についてですが、町内の医療体制の確保はもちろんのことですが、高齢化が進行する中、医療や介護が必要となっている。住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境整備を進めるため、木古内町立国保病院を核とした「福島・知内・木古内在宅介護連携推進事業」により、在宅医療と介護の連携を推進します。

また、情報通信技術（ICT）の活用も介護の現場では一部実践しており、今後も函館市内の医療機関との連携確保の体制や更なる医療と介護の連携を促進するため、患者の診療情報等を共有するネットワークの構築を進めているところであります。以上であります。

◎ 副 議 長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

只今、閉院に至った理由について町長からご答弁をいただきました。山内院長は今、町長の答弁にもありましたとおり、61歳で診療所を開設し、現在は72歳ということでありますから、多少なりとも体力的な衰えはあったんだろうと思います。また、人口減少の中にあって経営環境が厳しさを増していたのも事実なんだろうというふうに思います。私自身もちょくちょく通院しておりましたけども、その際、山内院長がよく話されていたのは、できれば最低でも15年、身体が続けば80歳まで知内で頑張りたいと言っていました。確かにここ数年、徐々に患者数が減少し、特に今年に入りコロナ禍により対前年比で2割ほど患者も減少していたということで伺っております。そのような中であって、何とか継続していくために様々苦心されていたようでありますが、このような状況の中で6月24日の閉院申し出前に某かの相談が町に対してなかったのかどうかをお伺い致します。

◎ 副 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

6月24日午後1時に来庁していただいて、その報告を受けました。それでその日の朝、ある方からそういうお話を聞いたよということをお伺いしております。その後、そういう情報の中で町としてどうなのか、その話が本当なのかという話をしていた時に電話をいただきまして、午後1時に来庁してお話をさせていただきたいということでありましたので、3名

で山内先生のお話を伺ったところであります。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

再度確認したいと思います。閉院の申し出は6月24日だったんだろーと思いますけども、山内先生が、山内院長が診療所経営ですとか、どんな対応の中で直接的に閉院ということでないまでも現状相当厳しい状況だったということを含めて町に対してそれらの相談がなかったのかということでお伺い致します。

◎ 副議長（谷口康之）

大野副町長。

◎ 副町長（大野樹）

説明します。町長はその前段、面談しておりません。私、実は4月23日に山内先生と真船事務長に会っています。これはですね、コロナの感染により東京への移動自粛ということで、依頼をするということで面談しております。その時に、これは三洋食品さん、それから知内発電所にもそういうお願いをして自粛を要請したということでもあります。その時に総務課長と一緒に面談しておりますけれども、コロナで経営が一部厳しいということは聞いております。しかし、その時には特に支援についてはなかったと。依頼ですね。真船事務長は国の支援を今、要請をしている最中なので町の方でも何かあればということでは言っていましたけれども、その時には町もコロナ対策を検討しているので、もし何かあれば町としても検討しますので相談してくださいということをお願いして帰って来ております。以上であります。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

経過は、多少はわかりました。ここで、知内診療所の運営に対する考え方についてお伺い致します。平成21年、当時の協本町長でありますけれども、常勤医師による診療体制と町民の医療体制の確立をしたいとの考え方に対して、山内医師が理解を示して診療所開設に至ったところであります。診療所の施設設備は貸与しているものの、山内医師は町に頼ることなく送迎バスなども自前で購入し、正しく民設民営での診療所運営をしてきたものと思っております。町としては当時の保坂先生同様、地域医療を担っていただく医療機関としての重要性に鑑み、医師との情報交換を密にしながら、当時の医師との情報交換を密にしながらしっかりとした医療体制が構築できるよう常に状況把握に努めてきたと思っております。しかしながら、只今、町長、そして副町長からもお話し伺いましたけども、山内医師が閉院の苦渋の判断をするに至る状況まで実は直接的にそのようなコンタクトというか、十分な意思疎通が果たして図られていたのかなってという辺りは少し残念な思いをしております。町長自身はあくまでも民設民営による個人医師による医療機関としての位置付けなのか、それとも民設民営ではあるが町民医療を守る医療機関として町が果たすべき責任も考慮しなければならないというお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

山内先生と就任してから挨拶に伺って、なかなか今年はコロナの影響もありまして、なかなかお話する機会もなかったんですけども、ただ会議等で何度か役場に来る都度、お話をさせていただいたところではあります。ただ、お互いの気持ちの繋がりと言いますか、やっぱり信頼関係を結べるような状況にはなかったのかなと、つくづくちょっと残念に思っております。もし、信頼関係を図れていれば山内先生も事前に、そうなる前に私への相談があったのかなと思いますので、その辺は深く反省するところでもありますけれども、ただ結果として今、閉院に至った現実がありますので、町としてはこれから開業医なるか、それとも町、公設民営でやれるのか、その辺も含めて今、後任の医師の確保に向けて、それぞれ担当課も含めて足を運んでいる状況にあります。ただ今、町の中に問い合わせ等もありますので、それらを詰めながらこれから早々に患者の空きがないように、患者がやはり離れてしまえばなかなか次にやる方も、町としてやるにしても大変な状況生まれますので、その辺は密にして早々に結果が出るように我々としても最善で努めていきたいと考えております。

◎ 副議長（谷口康之）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

ちょっと補足させてください。山内先生との連携調整につきましてはですね、毎年要望等があればお聞きしてきた経緯があると思っています。その中でレントゲンの装置等につきましては、保守料は協定では3年間ということであったんですけども、今年まで保守料、町で持ってきているという現状があります。それから、この11年間にですね、エコー、それからレセコン等の更新も相談しながら更新してきているという現状がありますので、その点の山内先生との調整というのはしてきているということで認識しております。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

今、町長から、そして副町長からお話ありましたけども、定期的には話し合いは持っていたということでもありますけども、町長のご答弁では必ずしも意思疎通という点では十分ではなかったのかなという、反省もあるということでもあります。実は今、私の手元に診療所閉院にあたって、9月10日、そして9月16日、続いて道新に記事として出されました。今、たまたま副町長の方から医療機器の関係のお話ありました。更新のお話ありました。それでこれは協定書の内容も私はよく存じておりますし、民設民営で基本的にはそれらの買い換えについては使用者の側でということを中心にしているということも承知しております。しかしながら、今回、この新聞記事にもある中でしか私もわからないんですけども、医療機器の更新ということが目の前に迫っていると、そういう中で実際この数年徐々に患者数が減少、そして自分の年齢、72歳という年齢を考えて、新たに1千数百万の機器更新は非常に重い課題であったと、そこに持ってきて今年コロナ禍によって一気に患者数が大幅に減ったというようなことであります。山内先生は町の方の説明では、次の勤務する場所も決めてということだったんですけども、それについては実は9月の閉院の少し前、6月に申し出した訳ですから、その少し前に実は最終的に今、診療所で作った負債の整理もしなきゃいけないという思いもあって、もう少し働かなきゃいけないということで、そういうふうにしたというようなお話も伺っております。そういうことからすると、例えば医療機器の更新、協定書には確かにあ

りますけども、定期的な情報交換、意見交換していたのであれば、もう少しそこら辺の部分を密に向こうの、先方の考えも把握できれば、その辺は何とか防ぐ手立てがあったんではないかなというふうに私なりには思っております。この辺、町長の見解、如何でしょうか。

◎ 副議長（谷口康之）

大野副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

1千万という金額、医療機器というのはどういうものを指しているのか、ちょっとわからないんですけども、町の方に相談と言いますかですね、あったのはレントゲンの更新ですね。それについてはですね、町としましても4月の契約ですね、4月に契約するという話を話していたんですけども、実はメーカーに確認したらですね、これはまだ使用できるということだったんですね。ですから、使用できるものについては、もう少し使ってもらおうという話はしております。メーカーとの中でですね。それで、真船事務長からも更新の話はありましたけれども、もう少し様子を見ていただいて、その後で一緒に調整していきましようという話をして了解をいただいているところであります。それからレントゲンはですね、1千万はしません。見積もりで400万ぐらいですね。10年間のリースということになっています。町の方に業者から見積書の提出があったんですけども、それは保守料ということで契約来たものですから、保守料で10年間のリースというのはおかしいでしょということで、いろいろ調べた結果として更新だということになっているということで、その時点でわかったということです。ですから、町としては山内先生と十分その辺は話をするということになっていまして、4月にその話はしております。使えるということですので、使っていただくというのを基本にしております。それからもう一つ、逆にこちらから提案したのはですね、今使っているのはアナログ式でフィルムです。じゃなくて、デジタルで、パソコンで管理するようなものでなくていいんですかというところまで話をしています。ですから、そういうことも含めて検討しているということで我々は認識しておりました。そういうことです。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

わかりました。そこら辺が十分伝わっていたのかなと、いけば良かったなというふうに今、改めて私自身も思っておりますけども。それでは次に診療所閉院に伴って検診等の対応についてちょっとお尋ねしたいと思います。知内診療所の閉院によって医療診療については常勤医不在の状況となって、現状としては町内の医科診療は各種診療の湯ノ里診療所のみという状況になっています。通院の皆さんは近隣町の医療機関に頼らざるを得ない状況になっていますけども、特に乳幼児等の各種検診、あるいは予防接種、その他の医療、他市町の医療機関で実施せざるを得ない状況となっていますが、新型コロナウイルスをはじめ、これからインフルエンザの流行期を迎えることから、予防接種も必要になってくるんだろうと思います。一刻も早く診療所の再開を望むところではありますが、当面、各種検診、予防接種などの対応をどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

非常に、山内先生が閉院したということで、その後の対応ということで今、これからコロナの対応とインフルエンザの対応等もあるんだろうと思いますし、これから寒さが増すことによって、そのインフル、高齢者、幼児等には早めに接種するよという国の方向性もありますので、その体制10月から今、湯ノ里診療所で協力していただいている田村先生の体制の中で、ここにも医師がインフルエンザを打てるような体制作りを今しているところです。詳しくは副町長の方から10月2日頃を目途に進める体制になっていますので、報告させていただきます。

◎ 副議長（谷口康之）

大野副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

説明します。今、国の方から町長が言われるように10月1日から、早い時期にということでインフルエンザの予防接種と言われております。それで今、現在、予防接種の2千人分用意はできております。したがって、10月5日、保健センターで実施をするということで今、準備をしております。間もなく町民に周知をしたいということで考えております。以上であります。それから、子どもの乳幼児の検診についても保健センターで実施できるように医師の派遣を依頼しております。以上であります。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

例えばインフルエンザであれば町民に対する周知、それと予防接種であれば関係保護者に対する周知、それらのものについては一部もうなされているのか、これからどのようにするつもりなのか。

◎ 副議長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。乳幼児検診、それから予防接種に関しては個別接種、対象者決まっておりますので、そちらの方に郵便で周知、それから全体的な、例えば肺炎球菌、それからインフルエンザに関しましては10月1日の広報紙に、それから防災行政無線の方で周知することと考えております。以上です。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

それでは次に診療所再開に向けてのことについて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。常勤医師による診療所再開に向けて町の方では医療機関等と協議、鋭意ご努力されていることだろうというふうに存じています。相手のあることですから、現時点ではオープンにできないことも当然あるんだろうというふうに思いますけども、住民皆さんが地域医療に対して不安を感じていることでもありますから、現時点での状況、町の基本的な考え方として新たな診療所については公設公営なのか、公設民営なのか、民設民営なのか、その点も含めてお伺い致します。

◎ 副議長（谷口康之）

大野副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

私の方から説明させていただきますけれども、今、協議しているのは山内先生と同じような方式でということと考えております。今、折衝しております、2回程折衝しまして、これまで山内先生が実施してきました時間帯ですね、診療時間、それから町内の巡回しての患者の輸送、それらについて可能であればお願いしたいというところで今、詰めている段階であります。その関係については、おおよそ了解をいただいているということで認識しておりますけれども、最終的な詰めがまだ残っておりますのでもう少し説明の方、待っていただければと思っております。以上であります。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

今、副町長の説明で基本的には山内先生がやっていたようなスタイルで民設民営ということになるんだろうと、町が施設をお貸しするということになるんだろうと思います。更には常勤医師でフルタイムでの毎日診療と、合わせて今時点ではまだ相手がどうなるかわかりませんが、これまで他町からの通院も多かったということで、町内も高齢者の方、非常に多くなってご自身で通院できるのも難しいということで、その送迎体制も含めて要請しているということでもありますから、何とかそのように早期に開院できるようによろしくお伺いしたいというふうに思います。最後に、これからの地域医療体制についてお伺い致します。本町で保健医療総合センターを、整備を機に医師確保や地域医療についてこれまで多くの先輩議員が一般質問されています。その中で西山町長が議員時代に保健医療総合センター及び地域医療の今後の進め方についてということで質問されています。隣町の病院に知内町民が一定数入院や通院をしていることなど、受診科目の関係や高度医療など、住民の多様な要求にも応えるためにも隣町病院への財政支援も考慮しながら共同運営もすることも検討すべきではないかとの意見を申し述べています。今、知内診療所が閉院という状況、新たな常勤医を求めながらその診療所再開という動きをしていますけれども、将来的に知内の診療所というのは初期医療、正しく地域としての第一次医療でありますけれども、医療機関でありますけれども、いずれ隣町の病院との連携ということも視野に、これは先ほど答弁の中でありました介護等の地域連携ということではなくて、医療連携ということで、例えば病院と診療所であれば病診連携もありますけれども、ある意味知内の患者をそちらの先方の病院に医療としてお任せするというような考えも将来的にお持ちなのかどうか、改めてお伺いします。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

基本的には総合医というか、そういう形が望ましいんだろうと思いますけれども、今、接触しているところでは現状と同じように内科、整形等の体制になるということで、できればそういう体制の中でまたこれから継続していただければ有り難いなと思っておりますけれども、最終的に人口減少、将来的な展望の中ですよ、現状でなくて、現状今どういう先生方が来ていただけるのか、これはこれを見ないとまた将来的な展望も言えないだろうと思っておりますけれども、その中で判断をさせていただいて、いずれはやはり隣町であります総合病院としての基

盤は揃っていますので、体制の連携というのは必要になってくるだろうと思っています。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

将来的にということ、それははっきり確たることは言えないんだろうと思うんですけども、少なくとも今時点で、町で医療機関を持っている訳ですよ。そしたら、その初期医療と言いますか、一次医療の部分、それは町が責任を持ってしっかりやっていくということがまず基本ではないんだろうかというふうに思います。ですから、今時点で隣町の総合病院に対して将来的にそういうこともということは、現時点で町のトップとして申し上げるのは如何なものかと思えますけども、如何でしょうか。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

あくまでも今、医師を確保する、そしてこの地域医療を守るという、僻地医療を守るというのが重点でありますので、その努力をしているということでもありますので、それ以上、今、将来の展望について語るのはどうなのかなと思っています。ただ現状やはり町が無医村になるような状態だけは最低限避けなければならないだろうということ、我々も担当課はじめ、みんなで努力している訳ですから、その結果次第ではどう方向を目指すべきか、それは変わってくるんだろうと思えますけれども、今まず医師を確保するという事で全力投球させていただきたいと思えます。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

勿論、現時点では常勤医を確保することが大前提であります。それで改めて今の関係で申し上げますと、例えば乳幼児の検診、あるいは予防接種、そういうことは元より児童・生徒の健康診断、学校での保健管理に関する専門的事項の技術指導等、学校医としての役割、そして高齢化が進展する中で身近なやっぱり地域医療というのは是非とも必要なものであらうと思う。その地域医療を守る、更にその上で一次医療機関としての役割をしっかり担っていただいて、その上で先ほども答弁にもありましたとおり、木古内の国保病院とかを核とした介護等の連携ですとか、あるいはもっと言えば、これが、医師がどの程度そういうものに意識を持っているかということはあるんですけども、在宅ケア含めた在宅医療、訪問医療ですね、そういうようなものとか、そういう高齢化の中で、そういうしっかりした地域医療体制を構築して、その上で然らば二次医療どうする、三次医療どうする。更に地域として初期医療機関がいよいよ無くなった時に然らば他町との連携どうするということなんだろうと思います。考え方の段階としては。ですから、先ほど町長が議員時代に一般質問したことを現時点でどのように考えているかっていうことで、お伺いしたところ。そういうようなことから地域医療含めて訪問看護、更には地域ケア、在宅ケア、そういうものを含めてこれからの今の段階ではざっくりとした考え方にならうかと思えますけども、改めて今後の地域医療体制をどんなふうに構築していくのかと、これは必ずしも具体的に言えないだろうと思えますけども、是非とも最後にお答えいただきたいと思えます。

◎ 副 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

基本は、やっぱり地域医療体制の整備が町民にとって、やっぱり暮らしやすい環境になる訳ですから、まず第一にそこをクリアするというので今、全力投球をさせていただいております。将来的な話はその後また機会がありましたらしていただければ有り難いと思います。

◎ 副 議 長（谷口康之）

いいですか。

ここで、暫時休憩を致します。

再開は、11時に致します。

（ 休憩 午前10時46分 ）

（ 再開 午前11時00分 ）

◎ 副 議 長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

それでは、質問事項『まちづくり総合計画前期計画の総括と後期計画の策定にあたっての考え方について』質問させていただきます。

平成28年度を初年度にスタートした町づくりの基本的な指針である「第6次知内町まちづくり総合計画」は、今年度が前期5ヶ年の最終年ではありますが、前期計画をどのように総括し、評価しているのかお伺いします。

また、人口減少や少子高齢化が依然として歯止めがかからない中であって、産業・福祉・教育などあらゆる分野における課題や、町長ご自身がこれまで主張してきたことを踏まえ、第6次計画の見直しを含めて、令和3年度からの計画策定についてどのように考え、今後の町政の舵取りを進めようとしているのかお伺いします。

◎ 副 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

平成28年にスタート致しました「第6次知内町まちづくり総合計画」は、令和2年度で前期5か年の折り返しを迎えますが、現在、前期計画で策定した64の施策区分とそれに関連する254の実施計画について、各担当課において評価・検証を実施しているところでございます。これらの結果がまとめ次第、前期計画の総括的な評価を示す予定であり、年度内にはそれを踏まえた後期5か年の実施計画を策定する予定であります。

質問である前期計画の評価については、時期になりましたらお示ししたいと思いますのでご理解をいただきたいと存じます。

また、町の現状に目を向けると、人口減少や少子高齢化の進行をはじめとした多数の課題が山積し、その課題解決に向けては待ったなしの状況であり、早急に取り組んでいかなければならないものと考えております。

それらの現状からも、計画的な行政運営の必要性は高いものと思われ、中・長期的な観点

からまちづくりの方向性を町民の皆様へ示していくことは重要であると理解しております。

しかしながら、総合計画というのは長期的なスパンで見た町の将来像、将来あるべき姿、これらを示すものであり、町の根幹となる計画であります。第6次計画策定の際は、各分野ごとに協議会を開催し、町民の皆様のご意見を取り入れ、長期的な展望のもと策定に至ったものであります。

変化のスピードが加速している現在において、10年という設定期間については今後の検討余地はありますが、行政と町民の意見を集約した指針とされる総合計画を中断したり、安易に変更することではなく、変化に対応する部分については、現在各分野ごとに策定している各種個別計画を運用することで適切に対応することができると考えておりますので、ご理解の程を宜しくお願い申し上げます。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

前期計画の総括については今年が最終年でありますから、現在取りまとめを、作業をしていることは承知しております。私がここでお聞きしたのは、個々具体の施策の評価ではなく、現在のまちづくり総合計画イメージテーマを「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」と設定したものであります。これは定住・移住・交流を知内町における平成28年度から向こう10ヶ年の最大のテーマと設定したからであります。そして定住・移住・交流・出生の4本を大きな柱に制定、様々な施策を展開している訳です。4本柱それぞれについての目標どおりの成果があったと感じているのか、あるいはまだ不十分な点もあり、今後の課題として捉えているものなのかが当然あると思いますが、町長ご自身の率直な評価・感想をお聞きしたいと思っております。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

前期については5ヶ年ということで、自分も議員時代に関わり策定に議論させていただきました。当然その前に町内の各委員を集いながら議論して、最終的に取りまとめた計画だと認識しております。それに対して自分が今どう評価するか、4本の柱を元にどう評価するかというのは町民が判断することであり、我々が今どうのこうのという判断を下すべき段階ではないのかなと、最終的に取りまとめがあった段階で反省として、今後の方向性としてどう修正していくのか、それらも含めて次の後期5ヶ年の計画に盛り込みながら対応していければと考えております。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

率直な感想を聞けなくて少し残念な気持ちがございます。確かに、まちづくりの総体については町民が評価するものであろうと思っております。ただ、目標を設定して計画を作ったものに対してその評価をどうするかというのは町民も当然ですけども、当然計画を作ったものとしてやるべきこと。それはそれぞれ担当で個々具体の施策の評価がなければできないということは、それは当然の話であります。しかしながら、この4年半経過して、おおよそこの項

目についてはまだこの点が不十分、あるいはこの点については概ね達成できた、そういう評価は為政者として当然持っているんだらうというふうに思いますけども、それをお聞きできないというのは非常に残念な思いがしております。総合計画は地方自治法により基本構想の義務付けが撤廃され、どのような形で根拠付けるかは自治体の判断に委ねられているところでありますけども、町長ご自身が本町のまちづくり総合計画をどのように位置付けて、何のために必要なのかという辺りを率直にお伺いしたいと思います。

◎ 副 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

まちづくり総合計画は、やはり10年という、ちょっと長いような気は致しますけれども、その10年先を見据えて町の方向性をどうまちづくりを進めていくかという計画であります。当然、上位計画でありますし、それに上位計画の下にまた各計画が存在して具体的事業も組み込まれているんだらうと思います。前期でいけば64の施策の中で254の事業が張り付いて、これからその評価作業にもあたっていくことになります。その結果を踏まえた中で自分達がどう反省を踏まえながら後期に繋げていくかということ、また町民の意見をいただいて後期計画を作り上げる、これから作業に入りたいと考えております。総合計画ですから当然町の絵を描く中でどう具体化していくかということでもあります。基本的には、やはり知内町というのは一次産業の町でありますから、農・漁・林、またそれに所属する建設、または木工会関係業者というふうに広がっていくんだらうと思いますけれども、基本的には歴代そうだったと思うんですけども、やはり農・林・漁がしっかりしたまちづくりというのが基本になるのだらうと思っておりますし、それをしっかり担保しながらこれからも進めていきたいと考えております。また、高齢者の環境整備ということで、やはりこれから100年時代を迎える訳ですから、それらにどう元気に高齢の中で楽しく豊かに過ごしていただけるかという環境整備はこれからまだまだ重点的に進めていかなければなりませんし、まして出会いの場ということではなかなか巡り会いというか、そういう場も不足しているんだらうし、奥手になっている男性もいるんだらうし、女性もいるんだらうと思いますけれども、何とかそれらの手助けをしながら巡り会いをしていただいて、そして最終的には結婚、子育てと進めていく環境づくりもしていかなければならないのだらうと思っております。また、この人口減少に対応するように今、このまちづくり総合計画の中でも進めてきている現状ありますけれども、なかなか歯止めがかからないという実態もございます。出生も段々下がっている傾向にありますし、社会減という現状もありますので、それらをまたどう具体的に来ていただけるのか、また住みよい町に感じていただけるのかという具体性も入れていかなければならないのだらうと考えていますので、トータル的にこのまちづくりをどうするかを今これからまた後期に向けて進めていきたいと思っておりますし、まち・ひと・しごと総合戦略の中でも令和2年から5年間スタートしております。その分でも自分の政策等を入れながら進めさせていただいてまいし、また多くの町民のご意見もいただきながらそれを作成致しましたので、それを基本にもまたしていかなければならないのだらうし、長寿命化計画の中でもいろいろ変更させていただきました。その中でもやはり縮小ということで各小学校の統合問題にも手を付けていただきましたし、進めるものは進めてまたより良い環境を議員の皆様と一緒に作っていきたくと考えております。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

今、町長から総合計画は町の最上位のもので当然重要なものだということで、端的に言うと、まちづくりのナビゲーション的な役割を果たすものだということに私は認識しておりますけれども、そういうような中であって今、ちょうど前期5ヶ年が間もなく終わろうとしている訳です。後期計画の関係ちょっとお尋ねする前に、今、町長からまち・ひと・しごと総合戦略の話も出ました。その中で新たな人口ビジョンも策定している訳ですけれども、その関係についてちょっとお尋ねを致します。第6次総合計画では計画の周期である2015年の人口目標4,246人としています。しかしながら、本町の3月末の人口は4,212人。現時点で既に6年後の人口を34人下回っています。更に社人研の2020年の本町人口4,430人と比較しますと、現時点で既に218人下回っています。このように計画策定時よりも人口減少、これは本町に限ったものではありません。最近、新聞を盛んに賑わしておりますけれども、人口減少、加速度的に進んでいるという状況になっています。今、こういうような状況であって、先ほど第2期のまち・ひと・しごと総合戦略の策定の話もありましたけれども、町長自身、人口減少の状況をどのように捉まえているかお伺い致します。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

まちづくり総合計画でもこの人口減少に何とか歯止めをかけようということで、ものづくり条例等も入れながらいろいろ施策を講じてきたんだろーと思えますけれども、それによってもなかなかこの現象は歯止めが止められなかった。人口減少を止められなかったという現実あります。今、社人研の人口減少の推移というのがある程度そのとおりに起きているのかなという、町の計画の中ではその社人研より減らないという計画で進めたところでもありますけれども、現実的には全国的にその社人研のある程度推移の中で進んでいる傾向にあるということで、全国的に今この人口減少の歯止めには苦慮しているんだろーと思えます。その中でこのコロナ禍ということで更に企業の圧迫を今しているところで、全国的に当然この知内町でも木材関係、または製造業関係、または一次産業の衰退というのも現実に表れている訳ですから、何とか体力を維持しながらこのコロナが収まるまで我々も支援体制を強化しながら進めていかなければこの知内事態がどうなるかという危機的な状況だと今、認識をしているところでありますので、更に財政的な課題もありますのであくまでも今、体力にあった財政運営の中でやるべきことを粛々と進めていかせていただければということで今、考えております。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

日本が人口減少社会に入って10年余り経過しました。人口減少、日本全国が避けて通れない大きな課題であります。しかしながら、このような状況の中であって町の維持存続と町民の暮らしを守っていくこと、このことこそが町政に求められているものではないかなというふうに思っております。6月の2定で、一般質問で人口減少を食い止める対策等について

という質問がございました。この中で町長ご自身が町の将来人口3千なのか、4千なのか、将来的なものはなかなかわからないという言い方しております。これは町の将来人口目標を聞かれたものに対しての答弁でありましたけども、そのようにお答えしています。私はこのやり取りを聞いた時に非常に残念な思いを致しました。町長の言葉尻を捉えるということではないんですけども、町の総合計画、あるいは人口ビジョン、それらのもので確かに将来予測は難しいことははっきりしています。これだけ激動の社会ですからはっきりしています。しかしながら、その人口減少をどう食い止めるのかということで各種施策を講じている訳ですよ。その雇用効果860人とか、そういう数字も出している訳ですよ。にも関わらず、町の将来人口ははっきり言ってわかりませんけどもって、これはやっぱトップとして非常に残念な発言だったなというふうに思っております。町長自身改めて各種計画に登載してある町の目標人口どのように捉えていますか。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

将来人口ということで、先ほど言われた社人研の推移が今ある程度目標、町の進むべき目標は立ててはいますが、現実問題としてはそちらの方で推移している、毎年やはり100人くらいの人口減が生まれる訳ですから、その中でこの町をどう維持していくか、確かに目標、目標を作ってそれに我々も一生懸命策を講じて何とか人口減少を食い止めようということを進めております。当然、出会いがなければ、結婚がなければやはり子どもも産まれませんし、そうした出生率の向上等も含めて何とか子育ての支援をしたいということで今、踏ん張っている段階にあります。当然、高齢化が進む中で人口減少という課題と、一方では高齢化の対応ということで、これから住みやすい環境づくり医療含めて整えていかなければならない環境づくりをしていかなければならないことがありますので、それらも含めながら将来的人口というのはやはり、この町総体で考えれば、一次産業から二次産業、三次産業考えれば私なりに目標はありますけれども、それは今、総合計画の中で決められた人口目標もございますので何とかそれをクリアするように我々、今その対策を講じているところでありますので、その人口のある程度推移を見越した中でこれからも対策に、政策に講じて参りたいと考えております。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

この度の決算審査特別委員会に提出されました知内町行政評価実施報告の中にも活力ある元気で豊かな知内町の実現を目指し、第6次知内町まちづくり総合計画のテーマであります「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」まちづくりのイメージテーマ、サブテーマ「笑顔で住み続けられるまちづくりをまぎして」というテーマありますけれども、町長ご自身このテーマをどのようにお考えでしょうか。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

いろんな人々の暮らしの在り方があるんだろうと思います。それぞれ本当に自分が今、人

間としてこの地で暮らして本当に幸せだと思える環境はそれぞれ違うんだろうと思いますけれども、ただ本当に自分達がこの町に住みよいということを実感している、そのことが移住にも繋がっている、この町は幸せなんだな、この町に来れば笑顔溢れているな、というそういう環境づくりをすることによって移住にも繋がるだろうと思っていますので、それぞれの繋がりをもっと広げながらその豊かさを実感していただける町づくりにしたいと思っています。先ほど7番議員さんからも一般質問ありましたけれども、やはり地域づくりというのはそれぞれ隣通しの繋がることも大切でありますし、町全体が一つの方向を向いた時に一緒にパワーを発揮できるそんな環境も必要だろうと思っていますので、町が作り上げた計画に向かって町民も一緒にそこに実感できるような共に暮らせる町づくりを目指していければいいのかなと思っています。ただそれには具体的な政策もございますので、それぞれ政策を張り付けた中でそれを目標に住民の幸せを願いながら豊かな環境づくりに進めていければと思っています。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

今、現在の6次計画のイメージテーマ、あるいはサブテーマに対して町長なりのお考えをお伺いしたところであります。町の第6次総合計画の策定にあたっては審議会委員の皆さんからの提言で、第5次計画までの町づくりのイメージテーマ「笑顔輝く躍動の舞台」から発展させて「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」、サブテーマ「笑顔で住み続けられるまちづくりをめざして」と設定したところであります。しかしながら、昨年の各町内会での対話集会をはじめとした町の公的な集会でのレジメ、あるいは今春、全戸に配布した「知っておきたい今年の仕事2020」パンフレット、これらに書いてあることは実は違う内容のことを書いています。町長、存じていますか。今、持ってきていますけれども、例えば「知っておきたい今年の仕事2020」、この裏表紙、「笑顔輝く躍動の舞台への再挑戦」なんですよ。総合計画がイメージテーマではないんですよ。それから対話集会の資料、これも実はそういうふうに書いています。ということは、審議会委員の皆さんがいろんな提言をしながら作り上げた総合計画のイメージテーマはどこに飛んでしまったのかなというふうに率直思っています。このことについて町長自身、先ほどまちづくり総合計画は町の最高規範、最上位計画だということでは言いました。それと関係なくこのような、多分この「笑顔輝く躍動の舞台への再挑戦」というのは町の総合計画を発展的に違うイメージテーマにしているものを改めてこれをやっているというのは第5次計画でのテーマの再挑戦なんですか。これはどういう意図でやられているのかお伺いしたいと思います。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

基本的には定住・移住・交流・出生、これは崩せないと思っています。ただ、自分が選挙戦う上で「笑顔輝く躍動の舞台の再挑戦」ということで提示をさせていただきました。その筆図をここに書かせていただいたということで、基本的なもの、まちづくり総合計画を崩すものではないと考えております。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

町長ご自身が政治家ですから政治活動は一向に構わない。ただ、ご自身が政治活動で使うものと、町の公的なもので使うのは自ずから使い分けしなければならないと考えますが如何ですか。

◎ 副 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

これはあくまでも自分の方向性というか、それを書かせていただいたものでありますし、自分の政策だと考えておりますので、それはここに載せていただいたということです。

◎ 副 議 長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

なかなか噛み合いませんけども、これはやっぱしっかり議論しておかなければならないことだと思う。町長ご自身は、先ほども言いましたように政治家ですから政治活動をするのは一向に構いません。ただ、町が町の施策を町民に対して説明する対話集会ですとか、あるいは町として総合計画に則ってやるべきものを示すこういうものに町長ご自身の政治スローガンを訴えかけるのは果たして如何なものかということではあるんですよ。

◎ 副 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

町長政策でいろいろ進捗状況も議論していただいております。その中で出たスローガンでありますので、それは政策の一貫として見ていいのかなと、自分なりに思っています。もしそれがどうのこうのと指摘されるようなことであればそれは謝罪申し上げます。

◎ 副 議 長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

もうこの関係についてはあれですけども、ただ町長がどこまでもそういう形で話をしているんですけども、先ほど来言っていますとおり、政治家個人としてやる分については一向に構わない。ただ、総合計画は町長自身が認めたように町の最上位計画なんです。審議会の皆さんから答申していただいた計画なんです。そのイメージテーマは町の公的なものであれば、もしそれを載せる載せないということ、載せないチョイスをすればそれはそれでいい。ただ載せるということであれば、載せるべきものは町のイメージテーマなんです。それが町民にとってオーソライズされたものなんです。そこはやっぱ履き違えるべきじゃないというふうに考えます。

次の質問に移ります。知内町のまち・ひと・しごと総合戦略第2計画スタートした訳ですけども、私自身は実は在職中からこの計画自体は地方創生の交付金を受けるために策定が求められたものであって、今、地方分権一括法が制定してだいぶ時を経ったんですけども、実はそれぞれの自治体これは自治法で策定義務付けられたものではないですけども、それぞれの町が10ヶ年なりの総合計画、マスタープランほとんどの自治体が持っているんだろうと

思います。にも関わらず、それぞれの補助金交付金にぶら下げてこれらの計画策定を求めるといのは、私自身は如何なものかなという正直思っています。この点については今ここで議論する何ものもないんですけども、如何なものかなというふうに思っています。これで第2期の総合戦略、これ私も見させていただきました。大きく3つのプロジェクトがあります。3つのプロジェクトがありますけども、内容的には私もちよっと疑問や意見もありますけども、この中で今年のまちづくり総合計画後期の今、答弁では実施計画を策定するということと言っていますけども、その実施計画に策定すべき、掲載すべき案件がこの中に結構掲載されているなというふうに思っているんですよ。それ自体はすべて、先ほど町長の話の中にもありました。小学校統合問題ですとか、そういうようなものもあると、これは交付金を受けるための計画ですから町のすべての課題、提案を網羅的にしているものではないんです。それはむしろ総合計画だと思うんです。ただ、これがそういう形でやってきて、今、まちづくり総合計画をやる時に実施計画の策定だけで事足りるというにお考えですか。内容からいって。

◎ 副議長（谷口康之）

大野副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

ちよっと私から説明させていただきます。今、まち・ひと・しごとについては総合戦略ということで計画策定して皆さんにもお配りしております。したがって、この後のまちづくり総合計画の実施計画の後期の分については、当然、総合戦略と合わせた中で整理をしていくというのが必要になってくるだろうと思っておりますので、その辺は整理していきたいと思っています。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

私が聞いているのはそういうことではないんですよ。当然、ここに盛られているものっていうのは実施計画では総合計画の後期の実施計画で当然入ってくるんだらうと思うんです。ただ、その総合計画の後期計画に入ってくるんだけど、それは施策なんですよ。然らば、基本構想なり基本計画でそれを謳っていますかかっていうことなんですよ、ここで聞きたいのは。それを無きして実施計画を作るのであれば、総合計画自体単なる施策の羅列ですよ。総合計画はそれでいいんですかかっていうことなんです。

◎ 副議長（谷口康之）

長谷川課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ご説明します。まち・ひと・しごと総合戦略の方に掲載されているもの、また教育、例えば教育分野については教育委員会の方で策定する教育の中期計画、福祉に関連しているものについては福祉の方の福祉計画、そういった個別計画の方にそれぞれビジョン的なことは記しておりますので、それに関連して後期の個別計画を策定していくという流れで考えております。以上です。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

時間が無いので、端的にお聞きします。今、長谷川政策調整課長から話ありましたけども、然らば、担当課長として総合計画は何のために必要ですか。

◎ 副 議 長（谷口康之）

長谷川課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ご説明します。町長も申したとおり、総合計画については町の根幹となる計画であります。その当時、町民の意見を反映して、協議会設けて策定されたものであります。これは一つの町の象徴として計画を持っております。それに時代が流れてその変革する部分については個別の各分野で、リアルタイムでその辺は時点修正する中期計画、こういったもので対応していくという流れで考えております。担当の部分での考えでおります。以上です。

◎ 副 議 長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

端的にお聞きします。先ほど町長から小学校の統合問題のお話が出ました。そしたら、さっき総務文教の所管の報告にもありました。統合はもう将来的に完全に視野に入れながらやっていかなきゃないという話がありました。それで今の長谷川課長の答弁でいくと、説明でいくと、それらの重要なことについても学校教育の中期目標に登載していれば事足りるということですか。然らばその学校、この5年の中に見据えなきゃないだろう学校統合、この中のどこに書いていますか。それで実施計画の策定だけでいいんですかっていうことなんです。私が聞きたいのは。

◎ 副 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

統合を令和4年、5年、6年の中で涌元、湯ノ里を目指しております。その中でまちづくり総合計画と齟齬があるのであれば、計画を変更しながらその時は対応させていただきたいと考えております。

◎ 副 議 長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

総合計画を変更しながらということで私が、町長からそういう意味での答弁がありました。総合計画の見直しについて改めてちょっとお伺いします。先ほどの町長の答弁の中には確かに総合計画自体は多くの皆さん方、審議会委員の皆さん方から意見をいただいて作り上げた長期の計画なんで、むやみやたらにいじるものではないと。必要があればその部分の見直しということなんですけども、たまたま町長が去年就任して、そして今、前期計画が正しく終わろうとしているんですよ。ですから、必ずしも総合計画を策定し直したとか、見直しをしたらどうかということを行っているんでなくて、5ヶ年がちょうど終わる。更に町長ご自身が言っていることがある訳でしょ、ご自身が、やりたいことを。そういうことをどうして総合計画を見直しかけながらしっかりとやるスタンスを持たないのかなということなんです。にも関わらず、実施計画だけで済まそうとしているんですよ、今。それで果たして町の

将来ビジョンを町長自身が町民に語ることになりますか。

◎ 副議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

確かに総合計画10年スパンでいきます。その中には自分もちょっと失言でしたけれども、統廃合がもし入っていないとすれば、やはりそれは修正をかけながら進めていくべきだろうと考えております。ただ、自分の今、施策の中でまち・ひと・しごと総合戦略の中でも何箇所入っていますけれども、全体として今、自分が今なんでここにいるかというのは、基本的に一つは財政の立直しということで大きな目標を掲げております。そしてもう一つは、これから公共施設の見直しということで理解していただけるのであれば、小学校の統合も目指していきたいという、そんな中で今、進めさせていただいておりますので、それはまた後期中で進めさせていただければと考えております。随分、不備があるんだとすればちょっと内部で検討しながら方向性を見定めていただいて、自分のあるべき姿をまず今、財政の改善、財政計画の見直し、改善ですね、それを進めていくということと、今、北電が来た昭和52年以来、施設結構老朽化しております。それを長寿命化計画の中でどう維持管理をしながら長期に80年目指して使っていただけるかということもあります。これから知内高校の体力が落ちているということで改修計画もありますし、寮ですね、青少年交流センターもやはりそういう改善しなければならぬ大掛りな工事も進めていかなければなりませんので、それらを担保しながら自分のあるべき方向性、町民と話し合いながら実現できるものは実現して進めていきたい、そういう考えであります。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

時間がもうあまり多く残ってませんが、町長から今、必要があれば見直しをという話がありました。それで、これも6月の2回の定例会での一般質問に対する町長自身が総合計画の見直しの話をされた。ご記憶あるかと思いますけども、その中で町長はこういうふうに言っているんですよ。職員は新型コロナの対応も含めて非常に重い仕事を担い負担を強いっている。もう少し6次計画を基本に町政を進めたい。しかしながら、この時に一方では町政が変わったということで様々施策も変わってきている。これから進むべき道を修正する部分は修正しながらと言っているんですよ、6月に。にも関わらず、今回の答弁書は実施計画の策定なんですよ。何も基本構想、基本計画の見直しは触れられていないんですよ。これ言行不一致だと思うんです。更に私自身は職員がコロナ対応で苦勞しているの知っていますよ。私も一緒に仕事した訳ですから、職員が苦勞しているのは半端でないし、総合計画の策定は相当な労力を要することです。しかしながら、トップが施策を変えてきている。けども、ビジョン、構想はいじっていないということになったら、職員はこの計画に沿って仕事をやればいいのか、町長が言う施策をやればいいのか、混乱すると思いません。ここをしっかりとやっていかなきゃいけないですよ。総合計画は単なる施策の羅列ではないんですよ。そこのとこしっかりと踏まえて見直すべき計画はしっかり見直す、そういうふうにしていただきたいなというふうに思っています。最後にこの間、新聞に出ましたけども、本年6月の第32次地方制度調査会の答申、これで高齢者人口がピークを迎える2040年、この一つの境目を見

据えて知内町の今から20年後です。この知内町の未来予測をしっかりと議論しなきゃないんです。その取っ掛かりが今の計画をどうするかだと思うんです。そういう意味合いでSDGsだとか、Society 5.0とか、そういうあまり慣れない言葉も今いっぱい出てきていますけども、そういうことでなくて地に足着けて町民の幸せをどう守るのか、その原点での計画どうあるべきか、しっかりと議論して、ロードマップを作成して、議会にまたお示しいただきたいというふうに思います。以上です。

◎ 副議長（谷口康之）

答弁を求めますか。

◎ 3 番（網野 眞）

結構です。

◎ 副議長（谷口康之）

これで、一般質問を終わります。

◎ 副議長（谷口康之）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

議員の皆様には大変お忙しい中、令和2年知内町第3回定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案11件、認定7件、報告3件であります。

議案第1号の令和2年度知内町一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出それぞれ1億7,267万1千円を追加し、51億348万7千円とするものであります。補正の主な内容は、総務費の財政調整基金積立金に前年度繰越金を含め、9,272万9千円、新型コロナウイルス感染症対策費に4,867万6千円の追加が主なものであります。

議案第2号の令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ2,095万円を追加し、6億6,558万8千円とするものであります。補正の主な内容は、基金積立金に前年度繰越金を積み立てるものであります。

議案第3号の令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ25万4千円を減額し、7,364万2千円とするものであります。補正の主な内容は、基金積立金に前年度繰越金を積み立てし、一般会計からの事務費繰入金を減額するものであります。

議案第4号の令和2年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ2,252万8千円を追加し、5億4,386万9千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を基金積立金に追加するものであります。

議案第5号の令和2年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ307万1千円を追加し、1億5,024万4千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を一般会計に繰り出しするものであります。

議案第 6 号の令和 2 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入歳出それぞれ 1 1 8 万 3 千円を追加し、3, 4 2 5 万 7 千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を一般会計に繰り出しするものであります。

議案第 7 号の令和 2 年度知内町水道事業会計補正予算（第 2 号）については、収益的収入及び支出の営業費用に 1 0 0 万円を追加補正するもので、管末残留塩素計消耗品の追加であります。

議案第 8 号の知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定については、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され 1 2 月 1 2 日から施行されることに伴い、町で条例を定め選挙公営を公費で実施できることから条例を制定するものであります。

議案第 9 号の北海道市町村総合事務組合同約の変更については、道市町村総合事務組合を構成する団体の内、山越郡衛生処理組合及び奈井江町、羅臼町学校給食組合並びに札幌広域圏組合が脱退することから、組合同約の一部を変更するものであります。

議案第 1 0 号の北海道市町村職員退職手当組合同約の変更については、退職手当組合を構成する団体の内、山越郡衛生処理組合及び奈井江町、羅臼町学校給食組合が脱退することから、組合同約の一部を変更するものです。

議案第 1 1 号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更については、公務災害補償等組合に構成する団体の内、山越郡衛生処理組合及び奈井江町、羅臼町学校給食組合並びに札幌広域圏組合が脱退することから、組合同約の一部を変更するものであります。

認定第 1 号から第 6 号までは、平成 3 1 年度の知内町一般会計、知内町国民健康保険事業特別会計、知内町後期高齢者医療特別会計、知内町介護保険特別会計、知内町公共下水道事業特別会計、知内町農業集落排水施設整備事業特別会計、6 会計の歳入歳出決算認定についてであります。

認定第 7 号は平成 3 1 年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてであります。

報告第 1 号は財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

報告第 2 号は株式会社スリーエスの業務報告について。

報告第 3 号は平成 3 1 年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてであります。

議案等の内容につきましては、副町長、担当課長の方から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

● 議案第 1 号 令和 2 年度知内町一般会計補正予算（第 7 号）について

◎ 副 議 長（谷口康之）

次に日程第 1 0、議案第 1 号、『令和 2 年度知内町一般会計補正予算（第 7 号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第1号、令和2年度知内町一般会計補正予算（第7号）について。

令和2年度知内町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,267万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億348万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

歳出の方からご説明しますので、16ページをお開き願いたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に67万5千円を追加し、5,564万5千円とするものであります。これは12節委託料で、今年秋から試行します人事評価の実施にあたり、被評価者向けの研修会を開催するにあたり、外部専門家をお願いする費用として追加するものと、今年3月に策定しました人材育成基本方針に基づきました職員の能力向上のための研修を実施するにあたり、これも同じく外部専門家をお願いする費用として追加するものであります。

続きまして、17ページ、3目財産管理費に14万円を追加し、3,617万4千円とするものであります。これは10節需用費で第二町民グラウンド、旧中ノ川小学校のグラウンドにあります給水栓が旧文化交流センターから来ていまして、今回、旧文化交流センターを譲渡したものですから、それを撤去することとしました追加補正でございます。

18ページ、4目財政調整基金費に9,272万9千円を追加し、1億8,576万2千円とするものであります。これは24節積立金に財政調整基金積立金として追加するもので、平成31年度一般会計の決算に伴いまして、繰越金が確定し、地方財政法の規定に基づきまして2分の1以上積み立てるということになっておりますので、今回、繰越金を全額積み立てることとした追加補正でございます。

続きまして、飛んで、32ページをご覧くださいと思います。32ページです。9款1項1目消防費から79万1千円を減額し、2億3,614万3千円とするものであります。これは18節負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルスの影響による消防署、消防団の各種事業等の中止に伴い、負担金が減となったことから減額補正するものであります。

歳出の総務関係は以上でございます。

◎ 副議長（谷口康之）

次に、政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

続いて、政策調整課関係です。

19ページをお願いします。2款1項6目企画総務費から839万6千円を減額し、556万3千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金として、木古内松前線運行バス車両更新助成負担金を減額するものであります。これは函館バスのバス車両の老朽化により更新を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業者の減収が見込まれ、今年度の更新を見送ることになったものであります。

次に20ページをご覧ください。2款1項16目新型コロナウイルス感染症対策費に4,867万6千円を追加し、6億2,828万円とするものです。主な内容ですが、国の新型

コロナウイルス感染症対策臨時交付金の事業と致しまして、しりうち地域応援券第2弾の配布に係る事務費、郵送料、委託料、換金の負担金としまして、合計4,350万円の追加でございます。また、12節の委託料で青少年交流センターの感染防止対策と、収容人数の拡大を図る内部改修工事の実施設計委託料として230万円の追加でございます。また、18節負担金補助及び交付金では、渡島西部4町の地域間幹線系統木古内松前線の維持の奨励金として250万円の追加であります。これは新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けている中、地域交通維持を目的として函館バスへ奨励金という形で支給するものです。これは西部4町で協議しまして、均等割により1町当たりの支給額が250万となっております。その他は青少年交流センターWi-Fi整備、デマンドバスの感染対策整備という費用になっております。事業の内容につきましては、説明資料の見出しナンバー2、政策調整課資料及び見出しナンバーの4、教育委員会資料の5ページをご参照ください。

以上で政策調整課関係を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 副議長（谷口康之）

次に、生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

それでは、生活福祉課関連の補正予算について、ご説明致します。

21ページからです。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費から498万9千円を減額し、1億509万円とするものです。平成31年度後期高齢者医療給付費の額の確定に伴い、18節負担金補助及び交付金から後期高齢者医療広域連合会負担金430万円を減額。27節繰出金から後期高齢者医療特別会計繰出金を68万9千円減額するものです。

次に22ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に26万4千円を追加し、1億5,859万8千円とするものです。内容は22節償還金利子及び割引料に、障害者医療費道補助金並びに障害児通所支援給付費負担金で、平成31年度事業実績による額の確定に伴い、返還金として追加するものです。

次に23ページです。5目介護保険費に111万4千円を追加し、9,654万4千円とするものです。内容は27節繰出金で、介護保険特別会計繰出金に介護保険システム改修の額の確定に伴い、追加するものです。

次に24ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に29万1千円を追加し、1,942万円とするものです。内容は22節償還金利子及び割引料に、平成31年度事業実績による額の確定に伴い、子ども子育て支援交付金返還金として追加するものです。

次に25ページです。2目児童措置費に6万9千円を追加し、1億2,134万2千円とするものです。内容は22節償還金利子及び割引料に、子どものための教育・保育給付費道負担金に平成31年度事業実績による額の確定に伴い、返還金として追加するものです。

次に26ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に619万5千円を追加し、3,396万3千円とするものです。内容は1節報酬から14万円を減額。7節報償費に乳幼児健診医師謝金として25万円の追加。インフルエンザ予防接種に係る医師、看護師、事務員の謝金として347万6千円を追加。10節需用費にインフルエンザワクチン並びに注射器等の消耗品として267万6千円の追加。11節役務費から今年度、結核検診の実施を見送られましたので、6万7千円の減額となっております。

以上で生活福祉課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎ 副議長（谷口康之）

次に、産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

次に、産業振興課分です。

27ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に23万7千円を追加し、9,281万9千円とするものです。これは13節使用料及び賃借料に、土地改良事業等単価表使用料として2万8千円の追加。次に18節負担金補助及び交付金に、施設園芸（ハウス）栽培拡大事業補助金として20万9千円を追加するもので、これは新規作物への経営転換ですとか、新規や親元就農で規模拡大を図ろうとする生産者にハウス導入に係る経費の一部を助成するものです。詳細につきましては、説明資料見出しナンバー3、産業振興課の1ページをご参照願います。

次に28ページ、4目農地費で補正額はございませんが、組み換えを行うものです。これは12節委託料で、農地耕作条件改善事業委託料に不足が見込まれるため、40万円を追加。また、14節工事請負費で、工事費に残額が見込まれるため、40万円を減額するものです。

次に29ページ、3項水産業費、2目水産振興費に1,945万2千円を追加し、3,602万3千円とするものです。これは10節需用費に消耗品として不足が見込まれる7万5千円を追加。また、18節負担金補助及び交付金に新技術強化型係留環設置事業助成金として1,044万3千円を追加。これは平成29年から実施しています養殖施設の綱を繋ぐ係留環を太くして、機能の向上を図るものであります。次に生産基盤整備事業負担金として893万4千円を追加。こちらは平成30年から整備を始めました中ノ川漁港の天蓋施設整備事業の町負担分として追加するものでございます。内容につきましては、説明資料2ページから4ページをご参照ください。

次に30ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費から35万円を減額し、1,108万円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金において、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して中止しました春のカキまつりへの助成金の分です。

次に31ページ、6目健康保養センター管理費に300万円を追加し、1,411万7千円とするものです。これは10節需用費で不足が見込まれる修繕費として300万円を追加するもので、今回、こもれび温泉の定期的な水質検査において、基準値を超えるレジオネラ菌が検出されましたので、浴槽、配管等の全面的な清掃、消毒作業や塩素注入器の整備等に係る経費として追加するものであります。

以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 副議長（谷口康之）

次に、学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

教育委員会関係の予算の説明をさせていただきます。

33ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費から375万9千円を減額し、7,128万4千円とするものです。内容につきましては、8節旅費で普通旅費、英語指導助手の研修旅費、合わせて75万5千円を減額。18節負担金補助及び交付金で自治体国際化協会負担金5万9千円、自治体国際化協会渡航負担金として14万5千円それぞれ減額するものですが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、

今年度派遣期間満了により交代予定でありましたALTの帰国、入国にあたって渡航規制によりまして、出入国が困難となったため、特例として派遣期間を1年延長することになりました。赴任、帰任旅費相当の旅費、負担金が不用となったものです。また、新規ALTの研修中止に伴う旅費の減額であります。更に知内高等学校海外短期留学助成金270万、小学校矢越クルージング体験事業負担金10万円を減額するものですが、これは同じく新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の中で留学予定国での感染状況、出入国制限の解除が見込めないことから中止を決定したためのものであります。また、小学校の遠足にあわせて実施しておりました矢越クルージングにつきましても日程調整が付きませんということで中止させていただいております。

次に34ページです。2項小学校費、1目学校管理費に1,163万7千円を追加し、8,074万円とするものです。1節報酬に特別支援教育支援員報酬としまして53万円を追加するものです。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で学校が臨時休業したことによりまして、授業時数確保のために夏休み、冬休み期間中に授業日数を設定したことによる人件費の不足見込み額を追加するものであります。10節需用費では感染症対策及び学習保障対策の消耗品としまして147万円。11節役務費ではLTE通信機器の通信料として27万円の追加。17節備品購入費で感染症対策、学習保障対策、LTE通信機器、遠隔学習機能備品、タブレット端末の整備費など、合わせて936万7千円を追加するものであります。事業内容の詳細につきましては、感染症対策・学習保障等に係る支援事業の経費、もう一つはGIGAスクールネットワーク構想に係る「1人1台端末」整備に係る事業経費となります。詳しくは資料で説明させていただきたいと思っております。説明資料見出しナンバー4の教育委員会関係資料をご覧くださいと思います。小学校、中学校、高等学校それぞれに予算は計上させていただいておりますが、説明資料につきましては全体で説明させていただきたいと思っております。最初に1ページですが、公立学校情報機器の購入事業です。事業の目的につきましては、GIGAスクールネットワーク構想に基づきまして、令和5年度までに達成目標でありました小・中学校生徒に「1人1台端末」の整備を実現しようとするものであります。達成目標令和5年度ということとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症によりまして学校が休業となったことから、iPad等で端末を利用した遠隔授業を早期に実現するため、前倒しで今年度中に整備を実現しようとするものであります。整備内容につきましては、小・中学生の端末(新規・更新)合わせまして147台、指導教員分25台ということで、合わせて172台の他、管理用のパソコン合わせまして1,233万円の事業費となっております。補助金につきましては、生徒用の端末に対しまして1台当たり4万5千円を上限とした補助金となっております。145台分661万5千円を予定しております。また、残りの地方負担分につきましては、地方創生臨時交付金の充当が可能ということで活用させていただくこととしております。次に家庭学習のための通信機器整備支援事業であります。事業目的は同じくGIGAスクールネットワーク構想に基づくものですが、学校が休業になった場合などを想定しまして各家庭でオンラインによる遠隔学習を受ける場合に、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与を目的としたLTE通信機器の整備であります。整備内容につきましては、Wi-Fi環境が整っていない小・中学生の世帯に対しまして必要となるLTEの通信機器24台分の導入経費及び通信費につきましては、本年度に限り地方創生臨時交付金の活用が可能なることから活用させていただくものであります。事業費として通信機器の

導入費26万5千円、通信費として43万2千円、合わせて69万7千円の事業費となっております。補助金につきましては、モバイルルータ機器の購入費について1台につき1万円が上限でありまして24万円を予定しております。また、残りの町負担については地方創生臨時交付金で45万7千円を活用させていただくこととしております。次に2ページになります。学校からの遠隔学習機能強化事業であります。同じくGIGAスクールネットワーク構想の事業になりますが、遠隔授業を実施する際に学校が使うカメラ、マイク等の通信機器の整備であります。各学校の教員が現在使っているパソコンにカメラ、マイク等の機能を追加して遠隔授業のための環境整備しようとするものであります。小学校から高等学校までの各クラスに機器整備として21万7千円の事業を予定しております。次に学校保健特別対策事業、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業であります。事業の目的としまして各学校が段階的な学校再開に関しまして、感染症対策を徹底しながら児童生徒の学習保障するために新たな試みを実施するにあたり、迅速・柔軟に対応することができるよう、教育活動の再開を支援するための経費であります。整備内容は大きく2つに分かれまして、1点目は感染症対策の支援、2点目は学習保障支援として学校での教育活動、家庭学習実施のための経費を支援するものであります。対象経費につきましては、小・中学校、各200万、高等学校300万となっております。その2分の1が国庫補助となっております。なお、対象経費につきましては、北海道が特定警戒都道府県であったことから、加算地域ということで補助上限が加算されておまして、他の府県の2倍の単価となっております。整備内容は3ページに概要を掲載しておりますが、各学校での必要としている消耗品、備品を整備するものであります。感染症対策の消耗品関係につきましては、飛沫感染ガード、あるいは手指消毒液。備品関係につきましては、空気清浄機や扇風機など3密を避けながら会議を行うための会議用テーブルなどをあげております。なお、各学校の扇風機につきましては、既に6月に補正予算を計上させていただいております。本事業の対象になるということで、合わせて明細の中に掲載させていただいております。また、学習保障関係につきましては、主に備品の整備になりますけれども、ICT機器の計画的整備の中で本事業を活用しまして大型テレビやモニターなどを整備する他、湯ノ里小学校におきましてはICT教育のモデル校としましてデジタル教科書、それを活用するためのパソコンの整備等を予定しております。高等学校におきましても大型テレビの他、タブレット端末の整備を予定しております。1人1台端末整備につきましては、義務教育までの補助メニューということで高等学校では活用できないため、この補助金を活用するものであります。道立高校につきましては、1人1台整備に向けた検討を始めていることから、知内高校としても1人1台端末の整備に向けた準備が必要になっているところであります。

予算書に戻っていただきたいと思います。

35ページであります。3項中学校費、1目学校管理費に973万4千円を追加しまして、4,802万3千円とするものです。内容は10節需用費から17節備品購入費まで感染症対策、学習保障対策、GIGAスクールネットワーク構想関係の補正予算であります。事業の詳細につきましては、小学校費と同じ内容になります。

次に36ページ、4項高等学校費、1目学校管理費から289万2千円を減額して、5,995万3千円とするものです。内容は8節旅費に見学旅行引率旅費として78万5千円を追加するものです。コロナウイルスの感染症拡大の影響で見学旅行を海外から国内に変更し

たところですが、引率旅費も含めた海外研修助成金を減額するため、国内分の引率旅費を追加するものであります。次に12節委託料に廃棄薬品処理委託料として8万円を追加します。これは理科授業で使用済の廃棄薬品の処理のための委託料であります。17節備品購入費では学習保障対策、遠隔学習機能用備品として合わせて424万3千円を追加するものですが、内容については小学校費で説明させていただいた内容と同じになります。次に18節負担金補助及び交付金では海外研修助成金800万円を減額するものですが、これは先ほどの説明でも触れましたが、感染症の世界的な感染拡大によりまして海外への渡航規制が継続していることから、見学旅行を国内に変更したことに伴います減額であります。

次に37ページです。5項幼稚園費、1目幼稚園管理費に125万5千円を追加し、1,102万1千円とするものです。内容は1節報酬に特別支援教育支援員報酬として9万5千円を追加するものであります。幼稚園においても感染症の影響で臨時休業したところですが、幼稚園における幼稚園生活への早く慣れることを目的にしまして、夏休み等の期間に登校日を設定したことによりまして人件費の不足分を追加するものです。次に幼稚園における感染症対策であります。説明資料見出し4の教育委員会資料の4ページになります。教育支援体制整備事業費交付金の中で、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備費補助の事業メニューがあります。幼稚園における感染症対策に必要な保健衛生用品の購入費用となっておりますが、事業費につきましては1施設当たり100万円で、補助率については10分の10以内となっております。消毒液など、消耗品の他、これから冬の時期に対策意識してのインフルエンザ対策にも活用できるということで、加湿空気清浄機の整備を予定しているところです。予算書の37ページに戻っていただきたいと思っております。現在申し上げました感染症対策の予算として10節需用費で消耗品17万。17節備品購入費で88万円の追加を補正するものであります。他に管理用備品としまして、故障しました機器等の購入費用としまして補正をさせていただきます。

次に38ページです。6項社会教育費、2目公民館費から140万円を減額し、3,667万8千円とするものです。内容はコロナウイルス感染症拡大によりまして、当初計画していた各芸術鑑賞事業が中止になったことから減額するものであります。

次に39ページです。7項1目保健体育費から22万円を減額し、7,833万3千円とするものです。18節負担金補助及び交付金でコロナウイルス感染症拡大によりそれぞれの事業が中止になったことから減額するものであります。

以上、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎ 副議長（谷口康之）

説明の最中ですが、ここで、昼食のため、暫時休憩を致します。

再開は、午後1時15分からです。以上です。

（ 休憩 午後0時11分 ）

（ 再開 午後1時15分 ）

◎ 副議長（谷口康之）

休憩を取り消しまして、会議を再開致します。

歳出の説明は終わっておりますので、次に歳入、地方債の説明を総務課長よりお願い致します。

◎ 総務課長（西野俊一）

それでは、議案の5ページお開き願いたいと思います。10款1項1目地方交付税から369万円を減額し、17億7,008万4千円とするものであります。これは先ほど説明しました歳出に対応した減額となっております。

続きまして、6ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目教育費国庫補助金に1,251万4千円を追加し、2,398万9千円とするものであります。これは3節公立学校情報機器購入事業補助金から5節遠隔学習機能強化事業補助金までがGIGAスクールネットワーク構想に係る補助金、6節学校保健特別対策事業費補助金は学校における感染症対策に対応する補助金としてそれぞれ追加するものであります。

7ページ、4目総務費国庫補助金に6,251万6千円を追加し、2億1,607万8千円とするものであります。これは1節総務費国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として追加するものです。

続きまして、8ページです。15款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に662万円を追加し、9,801万円とするものであります。これは3節水産業費道補助金で北海道環境・生態系保全活動支援事業補助金と地域づくり総合交付金としてそれぞれ追加するものであります。

9ページ、4目教育費道補助金に99万6千円を追加し、211万4千円とするものであります。これは3節幼児教育緊急環境整備費補助金で幼稚園の感染症対策に対する補助金として追加するものであります。

10ページ、18款繰入金、1項1目特別会計繰入金に784万2千円を追加し、784万6千円とするものであります。これは1節公共下水道事業特別会計繰入金から、4節後期高齢者医療特別会計繰入金まで4会計の平成31年度決算による繰入金を一般会計にそれぞれ繰り入れるものです。

11ページ、2項基金繰入金、1目積立金繰入金から575万7千円を減額し、2億1,116万円とするものであります。これは1節教育振興基金繰入金で知内高校海外研修助成金がなくなったことによる減額。3節農林漁業振興基金繰入金は先ほど説明した歳出の財源として繰り入れるものです。

12ページ、19款1項1目繰越金に8,272万9千円を追加し、9,272万9千円とするものであります。これは先ほど説明した繰越金決算確定による追加です。

13ページ、20款諸収入、5項1目雑入に150万1千円を追加し、2,077万8千円とするものであります。これは1節雑入で北海道市町村振興協会助成金が100万円の減額、渡島西部広域事務組合剰余還付金が91万9千円の追加、道南ドクターヘリ運航負担金精算金が38万2千円の追加、インフルエンザ予防接種料が120万円の追加となっております。

14ページ、21款1項町債、1目臨時財政対策債から150万円を減額し、7,850万円とするものであります。これは国の割り当てが確定したことによる減額であります。

15ページ、10目水産業債に890万円を追加するもので、これは2節漁港整備事業債で水産生産基盤整備事業に中ノ川漁港天蓋施設分として追加するものであります。

続きまして、地方債の補正でございます。3ページをお開き願いたいと思います。

3ページ、第2表地方債の補正でございます。追加として、漁港整備事業債に890万円追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

4 ページです。変更としまして、臨時財政対策債の限度額を8,000万から7,850万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わります。

◎ 副議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により歳出から款ごとに行います。

2 款総務費。

3 番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

20 ページの新型コロナウイルス感染症対策費についてお伺い致します。12 節の委託料でありますけども、青少年交流センター内部改修工事实施設業務委託、この関係で今現在、青少年交流センターの感染症予防防止対策ということで、室内喚起対策ですとか、あるいは利用者増加に伴う宿泊室を増やすという改修工事、それらの関係の予算、12 節、あるいは14 等でそういう予算でありますけども、先般の秋季大会で知内高校野球部が地区代表の栄冠勝ち得て全道大会に出場するというところで、前段、心から祝福を申し上げたいというふうに思っております。そういうようなこともあって、今回、知内高校野球部の活躍、来春に向けてこれから生徒募集に係る訳ですけども、なお一層、生徒が増えることも想定して、宿泊室を増やすということでのものだろうと思うんですけども、今現在、ほぼ満室状態なんですけども、今回の改修工事少し長期に渡るかと思うんですけども、その中で現在住まわれている利用者の皆さん方の改修期間中の対応をどのようになさるのか。更にこの施設は町外からの合宿交流等の施設ということでも使われる訳なんで、当然、春休み、これから冬休み、更に春休みにかかるとなるとそれらの利用の制限もされることにならざるを得ないと思うんですけども、それらの対応はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

◎ 副議長（谷口康之）

松本課長。

◎ 社会教育課長（松本泰行）

ご説明致します。生徒の今後の対応です。生徒の今後の対応については、現在57名入寮していて、多分該当するのがですね、今のところ11名程度。今、3年生入っている部屋の方がその対象になると思うんですけども、それらについてはこれからですけども、町内の旅館を含めてお願いする予定でいます。町外からの合宿についてですけども、町外からの合宿については既に今年度からそれぞれの来る団体には今の事情を説明してですね、町内の旅館を紹介しているところです。以上です。

◎ 副議長（谷口康之）

3 番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

わかりました。これからちょっと要望にもなるかと思うんですけども、先ほども言いましたとおり、知内高等学校二間口の維持に向けて野球部を中心とした部活動が非常に大きな生徒を集める上での要素になっているんだろうというふうに思っております。そういうことからすると、それら町外から来る子どもさんの、それらの環境整備を、更に充実をしっかりと二間口の体制をしっかりと考えていただきたいと。今回は現状施設の改修ということで、あ

る意味凌ぐというようなことになろうかと思えますけども、今、全国的に生徒募集をしている状況でありますから女子生徒の部分も含めて、以前に一般質問もございましたけども、どういう形でやるのか、なかなか現状では難しい部分はあるかと思うんですけども、将来展望をしっかりと見据えた中で、それらの対策、町・教育委員会等にお考えいただければというふうに思っております。よろしくお願い致します。

◎ 副議長（谷口康之）

答弁はいいんですか。

6番、松井君。

◎ 6番（松井盛泰）

新型コロナの関係でちょっとお尋ねしますけれども、6月に配布しました商品券といいですか、1人当たり1万円の関係。その飲食店用の3千円なんですけれども、この状況というのはどういうふうになっていますかね。中に、この間たまたま高齢者の方々とちょっと話した時に、我々にこの券貰っても使いようがないという声が随分あったんですよ。この状況ちょっとお知らせいただきたいと思います。

◎ 副議長（谷口康之）

三原課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。6月に配布した応援券につきましては、全体的な今、執行率はですね、76%程度の換金率になっております。これは換金率ですので、実際に使われている数字というのはもっと高い数字になりますけども、それを今度共通券と飲食店で分けますと、やはり飲食店券の方がちょっと執行率というかわれられている状況は、低い状況にはなっています。数字で言いますと、共通券については今、82%の換金率。飲食店につきましては64%の換金率になっておりますので、共通券に比べますとやや使われている執行率がですね、低いという状況になっておりますけども、全体的には飲食店の券につきましては各店舗がですね、テイクアウトの関係ですとか様々工夫していただいて、売上の向上というか執行にですね、努めていただいている状況だというふうに考えております。

◎ 副議長（谷口康之）

大野副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

ちょっと補足させていただきますけども、今、高齢者の方の3千円ですけれども、実際に小谷石地区につきましてはですね、3軒の民宿が千円の弁当を交代で作ってですね、そして交換しているというようなこともやっています。ということで、これからまた3千円の商品券出る訳ですけども、飲食分ですね。これについては、各飲食店も含めて商工会がまたテイクアウト等のPRをきちんとしていいたいということではありますので、完全に消化してもらえるのかなというふうに思っています。

◎ 副議長（谷口康之）

6番、松井君。

◎ 6番（松井盛泰）

今、最終的に36%残っているような格好になっていますけれども、あと1週間ほどで終わりなんですよね。これを延長する気がないかどうかと、まず6月にやった分。それと高齢

者の方々、特に私の周りの高齢者の人達っていうのは、わざわざ食堂に電話かけて、この分だけ持ってきてということは、非常に、今までやったことないし、これからもこの3千円を投げてしまうという格好になるのではないだろうかという話は随分あるんですよ。だから、これを今、副町長言ったみたいな形で何か100%消費できるような格好にしてほしい。それと、またこれ来月、11月から始まる訳ですけれども、同じこと言えるんですよ。どうですか、使わない人、飲食店用の3千円も一般の商品も買えるような形という矛先に持っていけないのかなという、そういうふうにならちょっと考えてみていただけませんか。このお答えをいただきたいと思います。

◎ 副議長（谷口康之）

三原課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。まず、商品券の期間の延長ですね、今、9月いっぱいまでの期間になっておまして、そこで使われない券というのも多少出る可能性はございます。ただ、これをですね、延長して使えるようにするという考えは今のところございませんで、改めて第2弾として11月1日からスタートすると。区切りをつけてスタートするという考えでおります。それから飲食店で使いづらいというお声も聞こえていなくはないんですけども、今後年末に向けてですね、先ほど申し上げた飲食店や商工会でテイクアウトを進めていくほかにですね、例えば年末のオードブルであったりとか、おせち的なものであったり、その辺も商工会としてしっかり取り組んでいくというお話も聞いておりますし、また今回この商品券について当時6月にスタートしましたけども、特に飲食店の売り上げの状況というのは非常に厳しい状況であった。今回の第1弾の商品券やっている中で上位10社、使われた店上位10社の中で6店舗が飲食店系になっているということで、目的の一つとして飲食店の回復という部分にも貢献しているというふうに考えておりますので、引き続き同じ仕組みでやらせていただきたいというふうに考えております。

◎ 副議長（谷口康之）

6番、いいんですか。

3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

関連してなんですけども、実は今、6番さんが言われたこと私が地域応援券の最初の補正出た時に実は言ったことなんですけども、その時にやはり私も高齢者の人達にとっては飲食店限定というのは、飲食店は確かにコロナの影響をまともに受けて一番厳しい状況にあるというのは私も重々承知してはいますけども、使う側にとってみればなかなか使い勝手がどうかということで、むしろ一般券で、一般券も飲食店使える訳ですからそういう考え方どうなんだというお話を申し上げましたけども、経過として7千円、3千円に分けたという経過があります。私も今回のこの事業実施になってから高齢者の方々、本町40%程高齢化率っている訳なんですけども、多くの高齢者の人達から「やっぱり使いづらいんだよね」って言うお声は随分いただきました。ただ、今回は敢えて言う予定はなかったんですけども、たまたま今、6番さんがそういうふうにお話申し上げましたし、更に私も前回、議会で言わせていただいて、飲食事業者の方々も随分工夫されたなという思いはございます、確かに。独自でチラシを作ったり、あとテイクアウトですとかやったり、先ほど副町長が言われたように小

谷石の3軒の民宿が高齢者に配食やったり、これも実は町内会あげて、せっかく券あるんだから年寄りの人達、地元の民宿のご飯食べようよということで声掛けしてやったということで聞いています。ですから、今回、同じ形でやるのであればもっと、今、三原課長も話しましたけども、当然、年末年始、お正月時期かかる訳です。ですから、高齢者の人達がなお一層使い易いように、飲食事業者の方々が厳しい状況であることは確かですけども、更に町民の皆さんが使い勝手良いような形で更なる工夫をお願いしたいというふうに思います。以上です。

◎ 副議長（谷口康之）

答弁はいいんですか。

1番、成澤五郎君。

◎ 1番（成澤五郎）

先ほど三原課長さんからの答弁の中で、飲食券は延長はしない。飲食券に限らず。しないけれども、第2弾の時に第1弾で配布された、使えきれなかった飲食券は第2弾になってから使えるというような、今、受け止め方したんですけども、間違いでしょうか。

◎ 副議長（谷口康之）

三原課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。ちょっと不十分な答弁で申し訳ありません。使えないということで。第1弾は第1弾で区切りをつけて。第2弾については11月1日から別な商品券、例えばデザインが違ったりですね、違う商品券を配布するという事で考えております。

◎ 副議長（谷口康之）

2番、山田君。

◎ 2番（山田顕人）

関連しまして、コロナ対策の関係でご質問させていただきます。商品券に関しては商工会の関係もありましてですね、第1弾でかなり経済効果、そして所得の少ない方達もかなり効いたのかなというふうには思っております。それとちょっと別なんですけども、この前の全協の資料の中で、これまでの予算計上事業というもので、環境衛生支援の部分。今、もう締め切られたのかな。その辺ちょっとわからないんですけども、その部分でちょっとご質問させていただきます。環境衛生の向上支援ということで、事業所の方はおそらく飲食店だとか、お店屋さんだとか、お客さんが出入りするような場所に限られると思うんですけども、私も事業所の中にも会社、事務所がありまして、当然ながらお客さんが来たりするんです。今後、当然ながらコロナ対策をしながらやっていかなきゃなんないということもあるので、そういう事業所の方の事務所関係だとか、応接室だとか、そういうところにも環境整備を広げていただけないかなという、そういうお考えはないでしょうか。

◎ 副議長（谷口康之）

長谷川課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。環境衛生支援の事業については、先に予算計上しまして今、現在、各事業者の方から申請が上がってきている状況で、一応、先週の段階です。一応、予算額の方にほぼ達する見込みとなりましたので、締め切りの方を一旦打ち切りというようにさせていただいております。それで今、議員さんがご質問いただきました事業所の喚起の部分という

ことだったんですけども、一応、要綱上では不特定多数の方が出入りする店舗という扱いにしております。それで、一般のそういう会社会的な事業所については、今回の支援では対象とはしていなかったところであります。今後、その辺をどうするかという部分については、これから国からも臨時交付金というものが、これからどのようにまた町の方に配分されるかちょっとまだ定かではないんですけども、その交付金の兼ね合いとも考えながらちょっと検討していくところと考えております。以上です。

◎ 副議長（谷口康之）

2番、山田君。

◎ 2番（山田顕人）

わかりました。拡大できればということで検討していただきたいなというふうに思います。それとですね、今、打ち止めにされたということで、これ大変多分人気があるものなのかな、皆さん使い勝手が良いのかなというふうに思うんです。もし良ければ調査をしていただいて、使いたい事業者があるのか、ないのか。その辺を調べて、今後また適用できるのであれば、国からの交付税が出てくるのであれば、そちらの方に力を入れていただきたいなというふうに思います。以上です。

◎ 副議長（谷口康之）

答弁はよろしいんですか。

総務課関係ございませんか。

ないようですので、3款民生費の方に移ります。

ございませんか。

民生費がないようです。4款衛生費の方に移ります。

衛生費もないようですから、6款農林水産業費の方に移ります。

2番、山田君。

◎ 2番（山田顕人）

29ページですね。水産生産基盤事業負担金、ここで、これのことなんですけども、説明資料の3の2ページ、3ページですね。2ページのところに載っているんですけども、この事業計画的なもので今年度6,700万円。これは地質調査と実施設計のみだけなんですよね。ちょっとその辺、一回お聞きします。

◎ 副議長（谷口康之）

三原課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明します。今年度の事業の内容としては、おっしゃるとおり、調査になっています。

◎ 副議長（谷口康之）

2番、山田君。

◎ 2番（山田顕人）

来年度、令和3年に、今年実施設計するということではあるんですけども、その辺大体の金額は出ているのかなというふうに思うんですけども、来年度、基礎工と天蓋設置工、この辺かかってくると思うんですけども、予算は大体どのくらいになるんですか。

◎ 副議長（谷口康之）

三原課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。現在、設計中ですので、変わることは想定されますけども、当初の計画ベースでいきますと、2億5,000万です。

◎ 副議長（谷口康之）

いいんですか。

1番、成澤五郎君。

◎ 1 番（成澤五郎）

29ページの中の川地区の基盤整備、これはいわば船が入って来る岸壁の近くに天蓋、屋根を付けて、要するに魚を、上空を飛ぶ鳥のフンとか、そういうあらゆるものから魚を、商品を守るという、こういうことを理解しているんですが、それが何故、今、鳥のフン落ちてくるのを防ぐというだけで、何故そんなに必要なものなのかということが、あんまり町民に知られていないのではないか。その意味合いをもう少し、漁師の方はご存じかもしれません。一般町民が何故こんな天蓋を付ける意味合い、こんな金を掛けてという疑問があるかと思えます。その辺ちょっと、その辺の有効性ですか、それちょっと町民に知らせて欲しいなと思えます。

◎ 副議長（谷口康之）

三原課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。この事業はですね、平成29年から令和4年まで長期に亘って漁港の改善を図っていくという事業でございまして、基本的には北海道がそれを担う。町としてはその負担を一部行うという枠組みになっております。今回、天蓋と呼ばれるような屋根付きのですね、屋根付きの施設を3棟設置するんですけども、それは1番議員おっしゃるとおり、鳥のフンなどもございますし、あとは炎天下で作業する商品の劣化もございますし、作業される漁民の方々の労働環境の改善という意味合いもございます。非常に事業費として大きい事業にはなるんですけども、天蓋と呼ばれる屋根だけではなくてですね、漁港施設そのものの津波対策、津波に対して今の基礎が持つのかとか、そういったことも全般的な調査も行いながら、必要な補強も行いながら、全体の機能を改善していくという事業になっております。

◎ 副議長（谷口康之）

1番、成澤五郎君。

◎ 1 番（成澤五郎）

今の説明で、ちょっとやはり町民にまだピンとこないところが、そのいわば天蓋を付けている作業場、いわば魚を加工、処理するところを持っているところからの輸入とか、これは国によってですね、天蓋を持っていないところで、いわば売られている魚は買うけど、天蓋を持っていないところは国として国策で、そういったところからは不衛生なものは買わないという、こういう厳しいですね、仕分けがあるがために天蓋を持つ、持たないというのはかなり違うんだというふうに聞いているんですが、その辺もちょっと。

◎ 副議長（谷口康之）

三原課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。申し訳ありませんけども、ちょっと他の国ですね、そういった条件付

されている関係というのは詳しく私、存じ上げないんですけども、日本においてもそういった条件というのはあまりまだ整ってはいないかなというふうに思っています。その商品をそこまで差別化している状況ではないのかなというふうに思いますけども、ただいづれにしてもこうやって良い環境で生産できる体制が整うんですから、そういったこともPR、商品の価値としてPRしていければいいなというふうに思っております。

◎ 副議長（谷口康之）

1番、成澤五郎君。

◎ 1番（成澤五郎）

今のところ、もうちょっとしつこいようですが、勉強してください。よろしく願います。

◎ 副議長（谷口康之）

よろしいですか。

他にございませんか。

ないようですので、7款商工費の方に移ります。

ございませんか。

3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

31ページの健康保養センター管理費の関係。町長の行政報告にもありましたし、今回の補正でも300万の補正ということ、追加ということであります。9月16日の協議会の時にいろいろルール説明あったんですけども、もう既に相当な日数が休館している状況であります。この間、施設運営している江差福祉会の方も非常に困っているだろうし、更に何と言っても温泉利用する、日々温泉利用する町民の方々が相当ご不自由されているのではないかなというふうに思います。それで、いろいろ調査して、その上で塩素注入器とか、そういうようなものを云々ということだったんですけども、今後の見通しを改めてどんな状況になっているのかお知らせいただければと思います。

◎ 副議長（谷口康之）

三原課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。9月16日にも概要お伝えしましたけども、それ以降のちょっと状況の変化としまして、まず源泉のポンプですね、駐車場にございます源泉のポンプにおける水質調査も行って参りました。先週、その結果が出まして、源泉の場所からも一定のレジオネラが、基準値を超えるレジオネラが検出されております。ですので、そうなりますと施設側の消毒などで対応できるものではないということになりますので、今後、塩素を使ってですね、消毒殺菌して安全なお湯を作るという工程を確立しなければならない。そのための塩素の注入器も整備する必要があるというふうに考えております。ですので、住民の方々、また管理運営担っていただいている江差福祉会の方々には大変ご迷惑をおかけするんですが、場合によっては10月いっぱいぐらいまで時間がかかっていくかなというふうに現時点で考えております。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

協議会の時にはレジオネラっていう話で、本会議にレジオネラは伏せた方が良いのかなと思ったんですけども、町長の行政報告でもはっきりレジオネラの話出ていましたので敢えて言わせていただきますけども、本町のこもれば温泉、源泉が確か37度程度だったというふうに記憶していますけども、人間の体温に近い温度、土壌菌ですからレジオネラは。一番発生しやすいということは明らかなんですけども、今、話を伺ったら、源泉からも、源泉周辺からも出ているということですから、塩素に弱い訳ですから、はっきり申し上げると、源泉ポンプの周辺に、例えば塩素注入器を整備するだとか、プール温度、リラクゼーションプールなんかは温度低い訳ですよ。浴槽だと40度余りですけども、その辺は管の中でも当然レジオネラを発生する危険性があるので、そこでもまた塩素注入器をやる。ただ、塩素管理はしっかりしなきゃいけないんですけども、そういう系統の関係ではっきりやっていると、そう面倒な理屈ではないんじゃないのかなと思うんですよ。素人考えですけども。そう考えた時に、今、10月いっぱいぐらいということで、確かにいろんな作業、手立てを講じて、尚且つ、レジオネラの検査やって、結果出るまでそこでまた1週間程度要するというところもあるんですけども、町民がいつまでも利用できないということと、多分12月の議会で江差福祉会に対する休業補償等もあるんでしょうけども、日数かかればかかる程いろんな意味での町民負担が増えるということになる訳ですよ。ですから、もう既に休館状態になって1か月近く要している訳ですから、何としてもこれは早期に改善する方向でご努力いただきたいということで改めてご答弁いただきたいと思います。

◎ 副議長（谷口康之）

三原課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。源泉から出ましたので、現時点で私どもとしても源泉を1回汲み上げて、貯留している源泉タンクに新たに塩素投入器、塩素注入器を整備する必要があるかなというふうに現時点で考えております。元々はヒートポンプを設置するまではですね、各系統に塩素注入器もあった。室内にもあったんですけども、もう12年ぐらい使っていない状態でそれらも今すぐ回せない状況になっています。ですので、そちらを改めて改善するよりは源泉の近くの源泉のタンクで塩素のコントロールをしていきたいなというふうに思っています。おっしゃるとおり、町民の皆さん、福祉会の皆さん、できるだけ負担をかけない、ご迷惑をかけないように1日でも早く改善できるように努めて参りたいというふうに考えております。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

最後にしたいと思います。9月16日に、実は協議会で説明あった時に、今回の追加の300万ということもお話として伺ってございましたけども、その翌日、実は議案配布だったので、その段階で私、敢えて言わなかったんですけども、今、調査中ということで、どのような形でやるのが、先ほど三原課長の話聞いてもまだ確たるものがないという状況の中での予算補正ということになります。ですから、最悪の場合を考えた場合に、もっと金がかかる可能性もあるんだろうなと思うんですよ。そうなった時に、本来的には違うんでしょうけども、当然、町民の利用の利便性の部分、あるいは福祉会に対する休業補償とかそういうよ

うなことを考えた場合に、休館する期間を1日でも短くすべき努力をするということを考えてた時に、この300万円の予算額で果たして間に合うのか、間に合わないのか。場合によっては、私は議会の方に相談しながら、専決で速やかに予算執行しながら対応していくということも弾力的にお考えいただきたいというふうに思います。以上です。

◎ 副議長（谷口康之）

よろしいですか。

7款商工費ございませんか。

ないようですので、9款消防費ございませんか。

ないようですので、10款教育費ございませんか。

2番、山田顕人君。

◎ 2番（山田顕人）

34ページ、35ページのタブレット端末の関係でちょっとご質問させていただきます。生徒1人1人に端末が入るということで、大変コロナ対策にもなるし、また子ども達のね、為にもなるんだろうというふうに思いますけれども、1つ聞きたいんですけども、タブレットの耐用年数どのぐらいあるんですか。

◎ 副議長（谷口康之）

帰山課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

通常このような機器については5年程度ということで耐用年数は考えております。実際はもうちょっと長くは使えますけども。

◎ 副議長（谷口康之）

2番、山田君。

◎ 2番（山田顕人）

この5年から6年程なのかな、普通、我々のスマホでいくと、3、4年ぐらいで大体耐用年数が来るということであるんですけども、5、6年かかるということで、この5、6年後また更新する時になると、おそらく1千200何某らというのがかかっていくんだろうというふうに思いますけれども、今後その時点でGIGAスクールネットワークの構想、これって言うのは、国の政策でまだ残っているんですか。その辺ちょっとお聞きしたいです。

◎ 副議長（谷口康之）

帰山学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

説明させていただきます。今回のGIGAスクールについては、今年度に限りということになっておりまして、次回の更新時にこういう補助制度があるかということについては、現段階では未定ということで、今のところは予定されておられません。

◎ 副議長（谷口康之）

2番、山田顕人君。

◎ 2番（山田顕人）

ということは、次の更新時は町の単費という形で更新されるということですか。

◎ 副議長（谷口康之）

帰山学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

説明させていただきます。これまでもですね、何年かにいっぺんこういうようなICT機器を整備する際に補助制度というのが、その都度できている時もありましたが、先のこととはちょっと何とも言えないんですが、今回の端末につきましても実は今まで令和5年度までに整備するというので、国の目標の中で交付税の中に各市町村に端末整備の分は3人に1人分ということで入っておりました。今回、GIGAスクールの関係で1人1台を早期に、世界水準まで追い付くために1人1台必要だということで、今回、1人1台ということで今まで3分1だったものを残りの3分の2を補助するという制度で整備されております。ただ、今回のGIGAスクールの説明会等にも次の更新の時に1人1台ということの台数は事業費的にも大きいということで、次予定しているのかという質疑もございましたけども、その中では、先のことについては今の段階でははっきり回答はできないというのが文科省の方の回答になっておまして、その辺はちょっとまだ見えないというのが現段階の状況です。

◎ 副議長（谷口康之）

よろしいですか。

他ございませんか。他に歳出の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、歳出の質疑を終わります。

続いて歳入一括質疑を行います。歳入質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、歳入の質疑を終わります。

次に地方債の補正について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第11、議案第2号、『令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第2号、令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条です。歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,095万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,558万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。

6ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に6万1千円を追加し、387万8千円とするものです。12節委託料にオンライン資格確認に伴うシステム改修費として追加するものです。

次に7ページです。2目国民健康保険団体連合会負担金から329万4千円を減額し、478万円とするものです。18節負担金補助及び交付金で特定健診受診率向上支援共同事業に係る支出科目の変更によるものです。

次に8ページです。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分から43万9千円を減額し、1億524万1千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で国保事業費の納付金の確定によるものです。

次に9ページです。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分から43万3千円を減額し、3,261万4千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で国保事業納付金の確定によるものです。

次に10ページです。3項介護納付金分、1目介護納付金分から36万9千円を減額し、1,206万5千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で国保事業費納付金の確定によるものです。

次に11ページです。6款2項1目保健事業費に329万4千円を追加し、1,013万5千円とするものです。12節委託料で特定健診受診率向上支援共同事業に係る支出科目の変更によるものです。

次に12ページです。7款1項1目基金積立金に2,198万円を追加し、2,201万1千円とするものです。24節積立金で平成31年度決算による繰越金の一部を基金に積み立てるものです。

次に13ページです。9款諸支出金、1項3目償還金に15万円を追加し、15万5千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に平成31年度事業実績による額の確定に伴い国庫補助金の返還分として追加するものです。

次に歳入です。

3ページをお開きください。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税から124万1千円を減額し、1億2,167万7千円とするものです。1節から3節まで国保事業費納付金の減額に対応するものです。

次に4ページです。6款1項1目繰越金に2,213万円を追加し、2,213万1千円とするものです。平成31年度決算に伴う繰越額を追加するものです。

次に5ページです。8款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金に6万1千円を追加するものです。1節普通調整交付金にオンライン資格確認に伴うシステム改修費に対応して追加するものです。

説明は以上で終わります。ご審議よろしくお願い致します。

◎ 副議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
歳入歳出一括質疑を許します。質疑はありませんか。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第12、議案第3号、『令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第3号、令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,364万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。

5ページをお願い致します。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金から68万9千円を減額し、6,984万4千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で平成31年度後期高齢者医療事務費負担金の額の確定により令和2年度事務費負担金との相殺処理により減額するものです。

次に6ページです。3款諸支出金、2項繰出金、2目一般会計繰出金に43万5千円を追

加し、43万6千円とするものです。27節繰出金に平成31年度決算に伴い一般会計へ繰り出しするものです。

次に歳入です。

3ページをお開きください。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金から68万9千円を減額し、2,976万7千円とするものです。1節事務費繰入金に先ほど歳出でご説明致しました平成31年度後期高齢者医療事務費負担金の額の確定により同額を追加するものです。

次に4ページです。4款1項1目繰越金に43万5千円を追加し、43万6千円とするものです。1節繰越金に平成31年度決算に伴う繰越分を追加するものです。

説明は以上で終わります。ご審議よろしくお願い致します。

◎ 副議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 令和2年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第13、議案第4号、『令和2年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第4号、令和2年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和2年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,252万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,386万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。

9ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に222万8

千円を追加し、706万9千円とするものです。12節委託料に介護システム改修費として追加するものです。

次に10ページです。3款1項基金積立金、1目介護保険事業基金積立金に1,665万2千円を追加し、1,668万円とするものです。24節積立金に平成31年度決算による繰越金の一部を基金に積み立てるものです。

次に11ページです。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に49万5千円を追加し、49万6千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に平成31年度地域支援事業に伴う介護給付費国庫負担金の額の確定に伴い返還金として追加するものです。

次に12ページです。2項繰出金、1目一般会計繰出金に315万3千円を追加し、315万4千円とするものです。27節繰出金に平成31年度事業実績に伴い一般会計へ繰り出しする額を追加するものです。

次に歳入です。

3ページをお開きください。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金に558万1千円を追加し、8,338万6千円とするものです。2節過年度分に平成31年度事業実績に伴う国庫支出金の追加交付分として補正するものです。

次に4ページです。2項国庫補助金、4目介護保険事業補助金に111万4千円を追加し、139万6千円とするものです。1節現年度分にシステム改修に伴う国庫補助金の交付分として追加するものです。

次に5ページです。4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金に144万7千円を追加し、1億2,387万3千円とするものです。2節過年度分に平成31年度事業実績に伴う支払基金の追加交付金として補正するものです。

6ページです。5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金に73万2千円を追加し、7,029万1千円とするものです。2節過年度分に平成31年度事業実績に伴う道支出金の追加交付分として補正するものです。

7ページです。7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に111万4千円を追加し、2,085万8千円とするものです。1節事務費繰入金にシステム改修に伴う事務費繰入金を追加するものです。

8ページです。8款1項1目繰越金に1,254万円を追加し、1,254万1千円とするものです。1節繰越金に平成31年度介護保険会計決算に伴う繰越金を追加するものです。

説明は以上で終わります。ご審議よろしくお願い致します。

◎ 副議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑はありますか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 令和2年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

◎ 副議長(谷口康之)

次に日程第14、議案第5号、『令和2年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐藤和人)

議案第5号、令和2年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

令和2年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,024万4千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致しますので、4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に307万1千円を追加し、1,672万5千円とするものであります。内訳と致しまして、27節繰出金に307万1千円を追加するものです。これは平成31年度会計の確定により一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、歳入をご説明致しますので、3ページをお開きください。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に307万1千円を追加し、307万2千円とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 副議長(谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 副議長（谷口康之）

ここで、暫時休憩致します。

再開は、2時30分からです。

（ 休憩 午後2時14分 ）

（ 再開 午後2時30分 ）

◎ 副議長（谷口康之）

休憩を取り消しまして、会議を再開致します。

● 議案第6号 令和2年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）
について

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第15、議案第6号、『令和2年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第6号、令和2年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について。

令和2年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万3千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3,425万7千円とする。

2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正予算」による。

歳出よりご説明致しますので、4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に118万3千円を追加し、399万4千円とするものであります。内訳と致しまして、27節繰出金に118万3千円を追加するものであります。これは平成31年度会計確定により一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、歳入をご説明致しますので、3ページをお開きください。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に118万3千円を追加し、118万4千円とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 副議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 令和2年度知内町水道事業会計補正予算(第2号)について

◎ 副議長(谷口康之)

次に日程第16、議案第7号、『令和2年度知内町水道事業会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐藤和人)

議案第7号、令和2年度知内町水道事業会計補正予算(第2号)について。

総則であります。第1条、令和2年度知内町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出であります。第2条、令和2年度知内町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出であります。1款水道事業費用、1項営業費用に100万円補正致しまして、1億4,596万9千円とするものであります。

2ページをお開きください。令和2年度知内町水道事業会計予算実施計画内訳書、収益的支出であります。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、1節備用品費に100万円を追加し、110万円とするものであります。これは知内上水、湯ノ里簡水、小谷石簡水の各管末にあります残留塩素計の消耗品購入費であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 副議長(谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

一括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第8号 知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第17、議案第8号、『知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

議案第8号、知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について。

知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を次のように制定する。

私からは制定の目的について説明をさせていただきたいと思います。

公職選挙法の一部を改正する法律が今年6月12日に公布され、12月12日から施行されることに伴い、町の条例を定めるところにより選挙公営を公費で実施できることから条例を制定するものであります。公費で、町の予算で実施できる対象は町議会議員選挙及び町長選挙での選挙運動用自動車の使用、ポスターの作成、ビラの作成であります。この3点であります。詳細につきましては、総務課長から説明致しますのでよろしくお願いを致します。

◎ 副議長（谷口康之）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

私の方から条例の内容について説明させていただきます。

議案第8号の次のページをお開きください。この条例は第1条の趣旨から第12条の委任までの構成となっております。詳細につきましては、予算説明資料見出し1、総務課関係の1ページをお開き願いたいと思います。予算説明資料見出し1、総務課の1ページです。今、目的、それから内容については副町長からご説明しましたけども、これまで市議会議員選挙と市長選挙においてのみ、自動車、ポスター、ビラの作成について公営の対象としてきましたが、町村議会議員選挙と町村長選挙においては一般的に選挙運動区域が狭いことや、運動期間が短い等の理由から選挙公営の対象になっておりませんでした。全国町村議長会や全国町村会から町村合併の振興による選挙区運動区の区域の拡大や、多様な人材の議会参加を促進する必要性の増大等の現状に鑑みまして、町村議会議員選挙や町村長選挙においても説明資料の①から③を選挙公営の対象とするよう要望があがっておりました。こうした事情を背景に、今回、法律の改正がありまして、町村議会議員選挙や町村長選挙においても条例の定めるところにより選挙公営の対象とすることが可能となったことから、この度の条例の制定になりました。

最後に附則としまして、この条例は、令和2年12月12日から施行致します。説明は以上です。

◎ 副議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第9号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎ 副議長（谷口康之）

次に日程第18、議案第9号、『北海道市町村総合事務組合規約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第9号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

次のページをお開き願いたいと思います。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更するというので、内容につきましては北海道市町村総合事務組合を構成する団体の内、「札幌広域圏組合」及び「山越郡衛生処理組合」並びに「奈井江、浦臼町学校給食組合」がそれぞれ解散または今後解散することになり、当組合から脱退することに伴いまして規約の一部を変更するものです。なお、説明資料総務課3ページに新旧対照表を載せておりますので、ご参照願いたいと思います。説明は以上です。

◎ 副議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

◎ 副議長(谷口康之)

次に日程第19、議案第10号、『北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長(西野俊一)

議案第10号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のように変更する。

次のページです。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約です。

北海道市町村職員退職手当組合理約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。内容につきましては先ほどと同じくですね、構成団体の内、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」がそれぞれ解散または今後解散することになり、当組合から脱退することに伴い規約の一部を変更するものです。説明資料の方の4ページに新旧対照表を載せておりますので、ご参照願いたいと思います。説明は以上です。

◎ 副議長(谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、山田議員。

◎ 2番(山田顕人)

8号も9号も同じなんですけども、脱退されるということで変更するという事になってるんですけども、この職員退職手当に関しては「札幌広域圏組合」が入っていないですね。それはどういうことなんでしょうか。

◎ 副議長(谷口康之)

総務課長。

◎ 総務課長(西野俊一)

ご説明致します。9号にあって10号にないのはということですけども、「札幌広域圏組合」には元々入っていなかったということで、今回、退職手当組合の方は、脱退はそもそもないということであります。

◎ 副議長(谷口康之)

あと質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第11号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

◎ 副議長(谷口康之)

次に日程第20、議案第11号、『北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長(西野俊一)

議案第11号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のように変更する。

次のページです。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約(昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部を次のように変更する。これにつきましても先ほど来言っておりますこの組合から「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」がそれぞれ解散または今後解散することになり、当組合から脱退することに伴い規約の一部を変更するものです。説明資料5ページの方に新旧対照表を載せておりますので、ご参照願います。説明は以上です。

◎ 副議長(谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎ 副議長(谷口康之)

次に日程第21、報告第1号、『財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について』を議題とします。

報告内容についての説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長(西野俊一)

申し訳ありませんが議案のですね、見出し1じゃなく、今日、朝にお配りしました見出しの1と付いているものの議案をご参照願います。議案に一部ちょっと漏れがあったものですから、今日お配りしました見出し1と付いているものをご参照願います。2枚ものです。よろしいですか。

それでは、報告第1号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成31年度決算に基づき算定したそれぞれの比率について、監査委員の審査意見を付して、別紙のとおり報告する。

次のページでございます。財政健全化判断比率の内、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては一般会計、特別会計とも黒字決算となっておりますので、比率の記載はありません。実質公債費比率は13.0%となっており、昨年度の13.1%に比べ、0.1ポイントの減となっております。また、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回っておりますので、比率の記載はありません。次に資金不足比率ですが、各会計とも不足比率の記載はありません。次のページから監査委員の審査意見を付しておりますのでご参照願いたいと思います。説明は以上です。

◎ 副議長(谷口康之)

説明が終わりました。

報告案件であります。質疑があれば、特に許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでありますので、報告第1号は、これで終わります。

● 報告第2号 株式会社スリーエスの業務報告について

◎ 副議長(谷口康之)

次に日程第22、報告第2号、『株式会社スリーエスの業務報告について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

報告第2号、株式会社スリーエスの業務報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社スリーエスの平成31年度収支決算に関して、別紙のとおり報告する。

次のページ以降に決算報告書添付してはいますが、簡単にご説明致します。

2ページの損益計算書です。純売上高につきましては、業務委託売上高が1億4,336万円、商品売上高が2,445万円、入浴券売上高が918万、宿泊等売上高が2,438万円、これに販売手数料を加えた合計が2億279万円となっております。一方、売上原価は3,149万円となっており、差引の売上純利益は1億7,129万円となっております。更に販売費及び一般管理費は1億6,073万円で営業利益に営業外収益を加え営業外費用を差引いた経常利益は1,065万円となっており、昨年度の経常利益85万円に対し黒字幅が大幅に増加しております。これは昨年12月からこもれび温泉が休所しまして光熱水費、あと検査費等が大幅に減ったことによるものであります。また、記載はしてはおりませんが、物産館を含めた本部利益につきましては876万円の黒字、こもれび温泉が358万円の赤字、青少年交流センターが261万円の黒字、警備業が284万円の黒字となっております。簡単ですが、説明は以上になります。

◎ 副 議 長（谷口康之）

説明が終わりました。

報告案件であります、質疑があれば、特に許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第2号は、これで終わります。

● 報告第3号 平成31年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について

◎ 副 議 長（谷口康之）

次に日程第23、報告第3号、『平成31年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

令和2年第3回定例会、報告第3号、平成31年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について。

地方教育行政の組織運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、平成31年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について、お手元の資料をもって報告を申し上げます。

まず、1ページから4ページにかけて、教育委員会議の開催状況についてまとめてご

ざいます。平成31年度は第1回における議案第4号、町立学校に係る部活動の方針について、議案第5号、知内町スポーツ推進計画についての審議をはじめ、2ページにございます第4回における議案第2号、第3号、小学校用・中学校用の教科用図書の採択についての審議のほか、4ページ、第1回臨時会における議案第1号、新型コロナウイルス感染症対策についての審議など、多くの議件に取り組んで参りました。また、平成31年度におきましては議案以外においても認定こども園に係る協議経過の報告、小学校の在り方に係る協議、学校の働き方改革に係る協議も回数を重ねております。

続きまして、5ページから6ページをご覧ください。教育委員会が委嘱している委員会・協議会についてまとめてございます。1点について説明申し上げます。6ページ一番下の段、特別支援教育協議会であります。この協議会は、本町の特別支援教育に関して特別な支援を要する子ども達の将来的な自立を促す教育の充実を目的としております。現在、知内中学校に事務局が置かれ、交流学习、合同学習の企画運営、教職員の研修活動や各園・校のコーディネーターによる情報交換を定期的に行い、相互の連携を図っており本町の特別支援教育の中核的な機能を持つ基幹であります。

続きまして、8ページから10ページにかけましては、学校教育、社会教育、社会体育の推進ポイントをまとめたリーフレットでございます。昨年度の教育委員会の基本方針であります地域と学校の協働活動、身近な生涯学習を受けて学校教育、社会教育、社会体育がそれぞれ標語を掲げ、各施策に取り組んで参りました。なお、11ページには重点推進事業の評価の総括としまして3つの領域に渡る52の基本施策についての評価を一覧表にてございます。その内、何点かのみ説明申し上げます。それぞれの評価シートの右方の番号にご注目くださいますようお願い致します。

まず13ページ、学校教育について、シート番号3番、基本施策「優しさ、思いやり、豊かな人間性を育む教育」につきましては、平成30年度から小学校、中学校と順次実施となりました特別教科道徳が円滑に定着し、各学校では積極的に地域、保護者を対象に授業公開が行われておりますことから、総合評価をAと致しました。

続いて15ページ、シート番号8番の基本施策「幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る」につきましては、一定の成果は上がっておりますが、更なる幼少連携の必要性が言われており、評価指標が目標値に届いていない状況から総合評価をBと致しました。

続きまして、16ページをご覧ください。シート番号10番、基本施策「新課題に対応した研修体制を整え、計画的な実践を積み上げる」につきましては、対話的、共同的な学習形態やICTを活用した授業の広がりを確認できることから総合評価をAと致しました。

続きまして、17ページをご覧ください。シート番号12番、基本施策「いじめ防止等、きめ細やかな生徒指導」につきましては、全国的な傾向と同じく、本町におきましても、いじめ認知件数や不登校の発現数が共に増加傾向にありますことから、引き続き予防、早期対応に努め、きめ細やかな教育相談体制や保護者、外部機関との連携を図ることが求められることから総合評価Bと致しました。

次に社会教育について報告致します。

21ページをご覧ください。シート番号19番、基本施策「社会教育委員会議」につきましては、委員の企画運営により「知内に残ってもらう、戻ってもらうには」をテーマにまちづくりカフェが開催され、幅広い年齢層の皆さんが語り合える機会を設けることができました。

た。また、総合社会教育会議を開催するなど、研修活動も活発に行われていることから総合評価Aと致しました。

また、29ページ、シート番号35番、基本施策「図書室事業」では、図書室ボランティアの皆さんによる公民館図書室の環境整備や各種事業運営の他、学校図書館活動への支援を行うなど、幅広い活動が行われていることから総合評価をAと致しました。

続きまして、34ページをご覧ください。シート番号44番、基本施策「ライフステージと目的に応じた運動・スポーツ」では、「幼児スポーツの推進」から、36ページの「競技スポーツの推進」まで、それぞれの目的、ニーズに応じた事業が計画どおり実施できましたことから総合評価をAと致しました。

以上、概要について申し上げます。

お手元の報告書をもって平成31年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告とさせていただきます。

今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。

令和2年9月24日提出。知内町教育委員会教育長、本間茂裕。

◎ 副 議 長（谷口康之）

説明が終わりました。

報告案件であります。質疑があれば、特に許します。

質疑はございませんか。

3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

議長が特に質疑があればということで、1点だけちょっとお尋ねしたいと思います。今、教育長から行政評価のシートに基づいていろいろ説明がありました。特に社会教育の中では、私、まちづくりカフェそのものは非常に社会教育そのものの実践で有効な事業かなとは思いますが、ただ、一般参加者をもう少し増やす工夫をしていただければなというふうに思っております。本題でありますけれども、今、説明聞いて、この資料も見させていただいて、多くの項目でそのようになっているんですけども、特に社会教育での成果測定のほとんどが回数だったり、あるいは参加者数だったりというふうな傾向になっているのかなというふうに思っております。それらをクリアすると単純にA評価ということで私なりにちょっとそんなふうに見たんですけども、客観的評価をするという上ではその数値目標に達成しているかどうかというのはいやむを得ない側面があるんだろうと思うんですけども、学校教育にあっても、社会教育にあっても5ヵ年の中期計画をお持ちだと思います。それで実は26ページ、27ページの辺りで、シート番号が29、30、31、社会教育の成人教育の部分ですね、これを一つ例に取りますと、成人教育3事業ありますけれども、この中で1つは成人式の対象、そしてもう1つは青少年健全育成の対象、正しく成人教育の事業としては実質ここにある公民館講座を主にした1本だけなのかなと。講座としては確か何個かの講座があったというふうに記憶しているんですけども、こういう時にそれぞれ中期計画をお持ちだと思うんですけども、単なる数値目標ではなくて、例えばその講座実践して、そういう中で町民の主体的な活動がどういうふうになされたか。その1つの測定というのは、私はサークル、グループ化がどう図られて主体的な学習活動が行われるようになったかということだと思うんです。今、中央公民館、あるいは工房使っているようなサークル活動行われていますけれども、はっきり申

し上げて、以前からやられている方で結構人が入れ替わりなく年齢的に高くなってきている。そしたら、知内町の文化芸術っていずれ廃れてしまう。新たなサークル、グループもできていることは確かですけども、社会教育やる部分では是非ともそういうことを視野に入れながら単に数値目標ではなくて、そういうグループ、サークル化を求めていくと、そんなような取り組みを今後展開していただければなというふうに思うんですけども、教育長お考えどうでしょう。

◎ 副議長（谷口康之）

教育長。

◎ 教育長（本間茂裕）

大変的確なご指摘をありがとうございます。ご指摘のとおりですね、文化団体連絡協議会に加盟している団体が段々少なくなってきております。昨年度は本当に惜しまれて陶芸サークルは長い歴史の幕を下ろしました。その反面、また新しいサークルも誕生してきているところでもあります。今、ご指摘のとおりですね、確かに参加した人の数も大事なんですけれども、それが後に続くような、参加したことによって本当に幸せになれる、何か前を向いて生きていていただけるような、そういう講座をですね、これから創出をしていきたいなというふうに考えております。社会教育委員会では今年のまちづくりカフェは勉強のカフェにしようということで様々な研修も積んでおります。ご指摘の点、十分留意しながらですね、社会教育の充実に努めて参りたいというふうに思います。

◎ 副議長（谷口康之）

3番、網野眞君。

◎ 3番（網野眞）

ありがとうございます。実は社会教育の中でも社会体育の部分、スポーツ振興については私もちょくちょく拝見させていただきますけども、参加者は必ずしも多くはないですけども、スポーツの生活課ですとか、スポーツの日常化、町民皆スポーツという事業を地道に続けられている。そういうことは手間と金も掛かるんですけども、非常に大事な要素かなというふうに思っております。あるいは、例えば郷土史学習、郷土資料館の方で知内学のすすめだとか、そういういろんな事業展開、これも長いこと広がりにはなかなか難しい部分がありますけども、そういうふうな地道な活動を続けている。社会教育も多分そういう長いスパンで考えないと難しい部分かと思えますけども、知内町の民度を高める上で是非とも社会教育の更なる活動の活発化をお願いしたいというふうに思います。改めて教育長から何かあれば。

◎ 副議長（谷口康之）

教育長。

◎ 教育長（本間茂裕）

学校教育と違いまして社会教育にはカリキュラムがありませんので、来ていただいた方の満足度というのは凄く大事なことだと思います。ご指摘のとおりですね、町民の期待に応える、様々なニーズにお応えできるような社会教育の事業を、地域を見ながら、人を見ながらですね、これから構築して参りたいと思います。ありがとうございます。

◎ 副議長（谷口康之）

その他、質疑ございませんか。

1番、成澤五郎君。

◎ 1 番 (成澤五郎)

教育委員会が委ねている活動の各種委員会等ありますが、6 ページの上から2つ目の知内町青少年育成町民会議の内容に触れます。ここの上から5 段目ですか、各小学校で行われた不審者対応訓練教室というのがございます。その下が薬物乱用防止教室、各小・中学校で行われた。特に薬物については、これ一生取り返すことができない深い傷を負うということで大変重要な教室かなと思っておりますが、この不審者対応訓練と薬物防止教室、簡単にどのような形で行われたのか。内容に触れていただければと思いますが。

◎ 副議長 (谷口康之)

教育長。

◎ 教育長 (本間茂裕)

お答え申し上げます。まず、不審者対応訓練教室につきましては、昨今やっぱり全国的に様々な物騒な事案が起きております。子ども達に自分の安全を守る、あるいは危険を回避する力を育てるということで実践的には木古内警察署にお世話になりながらですね、レクチャーをいただいたり、実技をしたりして対応しております。それから薬物乱用防止につきましても同様に大変、今、身近なところでいろんな薬物に子ども達が接触するリスクが高まっております。そういったことに向けてですね、防止に向けまして、基本的な知識であるとか、あるいはご指摘のとおり、それに手を染めた場合の大変な状況であるとか、それを子ども達に早い段階に知らしめるということで毎年1年に1度実施をしております。

◎ 副議長 (谷口康之)

よろしいですか。

その他、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでありますので、報告第3号は、これで終わります。

-
- 認定第1号 平成31年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成31年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成31年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 平成31年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 平成31年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第7号 平成31年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 副議長 (谷口康之)

次に日程第24、認定第1号から、日程第30、認定第7号までの7議案は、いずれも決算認定議案でありますので、一括議題とします。

本件については、提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた議員全員による各会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与

し、これに付託の上、審査することにしたいが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議長及び監査委員を除く議員全員による各会計決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩を致します。

◎ 副 議 長 (谷口康之)

休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど休憩中に平成31年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告致します。

委員長に成澤五郎君、副委員長に山田顕人君が選任されました。

これで報告を終わります。

お諮り致します。委員会審査のため、9月25日から9月28日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、9月25日から9月28日まで休会にすることに決定致しました。

● 散会宣言

◎ 副 議 長 (谷口康之)

以上で本日の日程は全て終了致しました。

お諮り致します。本日の会議は、これで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会致します。

ご苦勞様でございます。

(散会 午後3時09分)